

債券内容説明書

平成 23 年 12 月 1 日現在

国際協力機構債券

発行者情報の部

独立行政法人国際協力機構

1. 本債券内容説明書 発行者情報の部（以下「本発行者情報説明書」といいます。）において記載する国際協力機構債券（以下「本債券」といいます。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 32 条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 当機構は、本債券発行に際し、各債券の詳細情報を記載した「債券内容説明書 証券情報の部」（その後、訂正される内容を含み、以下「証券情報説明書」といいます。）を作成する予定です。各債券への投資判断にあたっては、各証券情報説明書も併せてご覧下さい。
4. 本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 3 条第 2 号の規定が適用されることから、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておらず、本債券、本発行者情報説明書及び証券情報説明書に対しては、同法第 2 章の規定は適用されません。また、当機構及び平成 20 年 10 月 1 日に廃止される以前の旧国際協力銀行（以下「旧 JBIC」といいます。）が作成する財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明は求められておりません。
5. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しており、本発行者情報説明書に掲載されております。また、本発行者情報説明書には、旧 JBIC の財務諸表を記載しておりますが、これは株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）附則第 42 条の規定による廃止前の国際協力銀行法（以下「旧 JBIC 法」といいます。）第 40 条第 1 項の規定に基づき、旧 JBIC 法、関連政省令及び告示、並びに財政制度審議会公企業会計小委員会（現；財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会）が定めた「特殊法人等会計処理基準」に依拠して半期及び事業年度ごとに作成しています。また、上記財務諸表に加え、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」に準拠して作成し、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項所定の監査証明に準ずる監査法人による監査証明を受けた財務諸表を、本発行者情報説明書において併記しています。
6. 本発行者情報説明書及び各証券情報説明書はそれぞれ、インターネット上のウェブサイト（<http://www.jica.go.jp/investor/bond/index.html>）において閲覧可能です。

なお、本発行者情報説明書中に「本説明書」とあるのは、「本発行者情報説明書」のことを指します。

本発行者情報説明書に関する連絡先

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構

資金・管理部 市場資金課

電話番号 東京 03（5226）9279

手数料など諸費用について

- 本債券をお買付けいただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

ご投資にあたってのリスク等

- 本債券の価格は金利変動等に対応して上下しますので、償還日より前に売却・換金する場合、投資元本を割り込むことがあります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却・換金することができない可能性があります。
- 本債券の発行者である独立行政法人国際協力機構の信用状況の変化及びそれに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

発行者情報説明書等について

- 本発行者情報説明書に記載された内容については、訂正されることがあります。
- 本債券のお申し込みにあたっては、本発行者情報説明書及び証券情報説明書をご覧の上、内容を十分に読み、お客様のご判断と責任に基づいてご契約下さい。
- 本債券のお申し込みにあたっては、契約締結前交付書面をよくお読み下さい。
- 本発行者情報説明書のお問い合わせ及び証券情報説明書のご請求・お問い合わせは、下記の取扱金融商品取引業者までお願いいたします。

取扱金融商品取引業者

商号等/ 登録番号	加入協会			
	日本証券 業協会	社団法人 日本証券投資 顧問業協会	社団法人 金融先物取 引業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
大和証券株式会社 ＊ 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 108 号	○	○	○	○
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2336 号	○	○	○	○
野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 142 号	○	○	○	○

＊ 大和証券キャピタル・マーケット株式会社の子会社

目 次

第一部 発行者情報	1
第 1 発行者の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 沿革	4
3. 事業の内容	5
3-1. 当機構の概要	5
3-2. 当機構の業務内容	10
3-3. 当機構の財務	19
4. 関係会社の状況	25
4-1. 関連会社、関連公益法人等について	25
4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について	25
5. 職員の状況	27
第 2 事業の状況	28
1. 平成 22 年度の事業概要	28
2. 対処すべき課題	31
3. 事業等のリスク	38
4. 財政状態及び経営成績の分析	52
4-1. 平成 23 年度上半期決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）	52
4-2. 平成 22 年度決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）	57
4-3. 平成 21 年度決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）	62
4-4. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成 20 年度法定財務諸表（概要）	67
4-5. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成 20 年度民間財務諸表（概要）	71
4-6. 財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について	77
5. 経営上の重要な契約等	78
第 3 設備の状況	79
1. 設備投資等の概要	79
2. 主要な設備の状況（平成 22 年度末）	79
3. 設備の新設、除却等の計画	79
第 4 発行者の状況	80
1. 資本金残高の推移	80
2. 役員の状況（平成 23 年 12 月 1 日現在）	81
3. コーポレート・ガバナンスの状況	83

第 5 経理の状況	85
1. 当機構の財務諸表	85
1-1. 平成 23 事業年度上半期財務諸表	86
〔独立監査人の中間監査報告書〕	86
〔監事意見書〕	87
〔財務諸表〕	88
1-2. 平成 22 事業年度財務諸表	118
〔独立監査人の監査報告書〕	118
〔監事意見書〕	121
〔財務諸表〕	124
〔事業報告書〕	247
〔決算報告書〕	276
1-3. 平成 21 事業年度財務諸表	281
〔独立監査人の監査報告書〕	281
〔監事意見書〕	284
〔財務諸表〕	287
〔事業報告書〕	403
〔決算報告書〕	432
1-4. 平成 20 事業年度財務諸表	437
〔独立監査人の監査報告書〕	437
〔監事意見書〕	440
〔財務諸表〕	443
〔事業報告書〕	543
〔決算報告書〕	571
2. 旧国際協力銀行法定財務諸表（特殊法人等会計処理基準準拠）	576
2-1. 平成 20 年度財務諸表	577
〔財務諸表〕	577
2-2. 参考情報	591
附属明細書（平成 20 年度）	591
3. 旧国際協力銀行財務諸表（民間会計基準準拠）	607
3-1. 総括（平成 20 年度及び平成 19 年度）	608
〔独立監査人の監査報告書〕	608
〔財務諸表等〕	609
3-2. 国際金融等勘定（平成 20 年度及び平成 19 年度）	635
〔独立監査人の監査報告書〕	635
〔財務諸表等〕	636
3-3. 海外経済協力勘定（平成 20 年度及び平成 19 年度）	662
〔独立監査人の監査報告書〕	662
〔財務諸表等〕	663
第 6 発行者の参考情報	682
1. 発行者の参考情報	682
2. 独立行政法人国際協力機構中期目標	683
3. 独立行政法人国際協力機構中期計画	691

注 1：本説明書中の数値は特に他の記載がない限り、当機構及び旧 JBIC の財務諸表作成のために、民間企業とは異なった会計処理を行ったものです。当該会計処理についての詳細は本説明書 20 ページをご参照ください。

注 2：基本的に本説明書中の表は計数が四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

注 3：本説明書内において融資・出資等に関する「承諾」とは、当機構又は旧国際協力銀行（以下、「旧 JBIC」といいます）が融資・出資等について決定することを指しています。

注 4：本説明書内の業務統計において用いている地域名内訳は、別途注記がない限り、下表のとおりとなっています。

注 5：本説明書内で用いている△はマイナスを表します。

注 6：本説明書内で「当機構」乃至「JICA」は国際協力機構を指しますが、特に平成 20 年 10 月以降の当機構を「新 JICA」と表記する場合もあります。

地 域 名	当 該 地 域 に 含 ま れ る 国 等
ア ジ ア	インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、北朝鮮、大韓民国、台湾、中華人民共和国、日本、香港、マカオ、モンゴル、アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン
大 洋 州	オーストラリア、キリバス、クック諸島、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、ニュー・カレドニア、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、フレンチポリネシア、米領太平洋諸島、マーシャル、マリアナ諸島、ミクロネシア
北 米 ・ 中 南 米	アンティグア・バーブダ、英領バージン諸島、英領モンセラット、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイヴィス、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、バミューダ諸島、バルバドス、プエルトリコ、仏領ギアナ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ、蘭領アンティル、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、コロンビア、スリナム、チリ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、アメリカ合衆国、カナダ
中 東	アラブ首長国連邦、アルジェリア、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、チュニジア、パレールン、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン、リビア、レバノン
ア フ リ カ	アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、赤道ギニア、セーシェル、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、リベリア、ルワンダ、レソト

欧	州	アイスランド、アイルランド、アルバニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、ルーマニア、ロシア
---	---	--

第一部 発行者情報

第1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

当機構は、平成20年10月1日に旧国際協力銀行（以下「旧JBIC」といいます。）の海外経済協力業務と、外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継致しました。

当機構の平成18年度から平成22年度までの経営成績は、以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

（単位：百万円）

決算年月	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (注1)	平成21年度	平成22年度
経常収益	168,103	153,146	285,126	487,108	491,855
経常費用	162,212	157,900	191,784	296,712	320,787
経常利益又は経常損失(△) ※1	5,891	△4,754	93,342	190,396	171,068
臨時利益	1	7	33	25	3
臨時損失	99	16	67	640	6,981
当期総利益（注2）	5,793	39	93,334	189,971	164,101
資本金 ※2	88,508	83,333	7,474,189	7,601,489	7,705,889
純資産額 ※3	87,071	74,467	8,053,953	8,369,117	8,640,199
総資産額	112,648	106,753	11,177,362	11,311,885	11,384,703
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,156	1,316	△32,408	△127,763	△52,522
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,503	2,306	△75	22,037	△60,498
財務活動によるキャッシュ・フロー	△252	△5,458	83,033	127,054	104,124
資金期末残高	5,192	3,162	57,671	78,635	69,313

（注1） 平成20年10月に国際協力機構（JICA）と国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務部門が統合致しました。これにより定められた有償資金協力勘定の平成20年度の会計期間は平成20年10月1日から平成21年3月31日までの期間となっております。

（注2） 前中期目標期間繰越積立金取崩額として、平成20年度は25百万円、平成21年度は190百万円、平成22年度は12百万円を計上後の金額であります。

（指標等の説明）

※1 経常利益（又は経常損失）＝経常収益－経常費用

※2 資本金＝政府出資金

※3 純資産額＝自己資本＝政府出資金＋剰余金＋評価・換算差額等

参考として、平成 20 年 10 月 1 日付で当機構が承継した旧 JBIC 海外経済協力勘定の平成 17 年度から平成 20 年度の主要な経営指標等を以下に記載します。

海外経済協力勘定(旧 JBIC)

(単位：百万円)

決算年月	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (注 2)
経常収益	680,017	676,528	517,459
当年度利益金	139,402	182,333	9,806
資本金	7,231,508	7,390,572	7,456,772
純資産合計 (注 1)	7,536,973	7,878,370	7,954,376
借入金残高	3,714,803	3,306,704	3,114,262
債券残高	—	—	—
総資産額	11,265,523	11,198,988	11,082,052
貸付金残高	11,378,616	11,387,131	11,268,382
出資金	139,940	134,602	134,843
純資産合計/総資産額 (%) (注 1)	66.90%	70.35%	71.78%
当年度利益金/純資産合計 (%) (注 1)	1.85%	2.31%	0.12%

(注 1) 「純資産」について、平成 19 年度までは「資本」という呼称を用いておりました。

(注 2) 平成 20 年度は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までの 6 ヶ月となっております。

2. 沿 革

年 月	独立行政法人国際協力機構	旧国際協力銀行 海外経済協力業務
昭和 29 年 10 月	コロンボプラン加盟、日本の経済協力事業の開始	
昭和 36 年 3 月		海外経済協力基金（OECF）設立（日本輸出入銀行が運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継・設立）
昭和 37 年 6 月	海外技術協力事業団（OTCA）設立	
昭和 38 年 7 月	海外移住事業団（JEMIS）設立	
昭和 40 年 4 月	日本青年海外協力隊（JOCV）：現青年海外協力隊発足	
昭和 41 年 3 月		OECF 初の円借款供与（対韓国）
昭和 49 年 8 月	国際協力事業団（JICA）設立	
昭和 62 年 9 月	国際緊急援助隊発足	
平成 11 年 10 月		日本輸出入銀行とOECFの統合により、国際協力銀行（JBIC）設立
平成 15 年 10 月	独立行政法人国際協力機構（JICA）発足	
平成 18 年 11 月	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」公布	
平成 19 年 5 月		円借款供与国数が 100 カ国到達
平成 19 年 6 月	青年海外協力隊、派遣隊員が 3 万人突破	
平成 20 年 10 月	10 月 1 日付でそれまでの技術協力に加え、旧国際協力銀行の海外経済協力業務（現在の有償資金協力）と、外務省の無償資金協力を承継、新 JICA 発足。（旧国際協力銀行の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫に承継。）	

3. 事業の内容

3-1. 当機構の概要

(1) 設立の経緯と業務の目的

当機構は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。平成 22 年改正。以下「通則法」といいます。）及び独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）の定めるところにより、平成 15 年 10 月 1 日に設立された独立行政法人です。

当機構は、平成 18 年 5 月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）及びこれに基づき平成 18 年 11 月に成立した「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 100 号。以下本法律施行後の独立行政法人国際協力機構法を「JICA 法」といいます。）の定めるところにより、平成 20 年 10 月 1 日付で新たに旧 JBIC の円借款等海外経済協力業務（当機構では「有償資金協力業務」といいます。）及び外務省より無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継し、わが国の国際協力における総合的な援助機関として新たなスタートを切りました。

【参考】新 JICA 発足までの経緯

平成 18 年 5 月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（「行政改革推進法」）成立
平成 18 年 11 月	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」成立
平成 20 年 10 月 1 日	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」施行 同日付で旧 JBIC の海外経済協力業務（当機構における有償資金協力業務） 及び外務省より無償資金協力業務の一部を承継

当機構の目的としては、JICA 法第 3 条において、「開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」といいます。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の推進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること」と定められております。

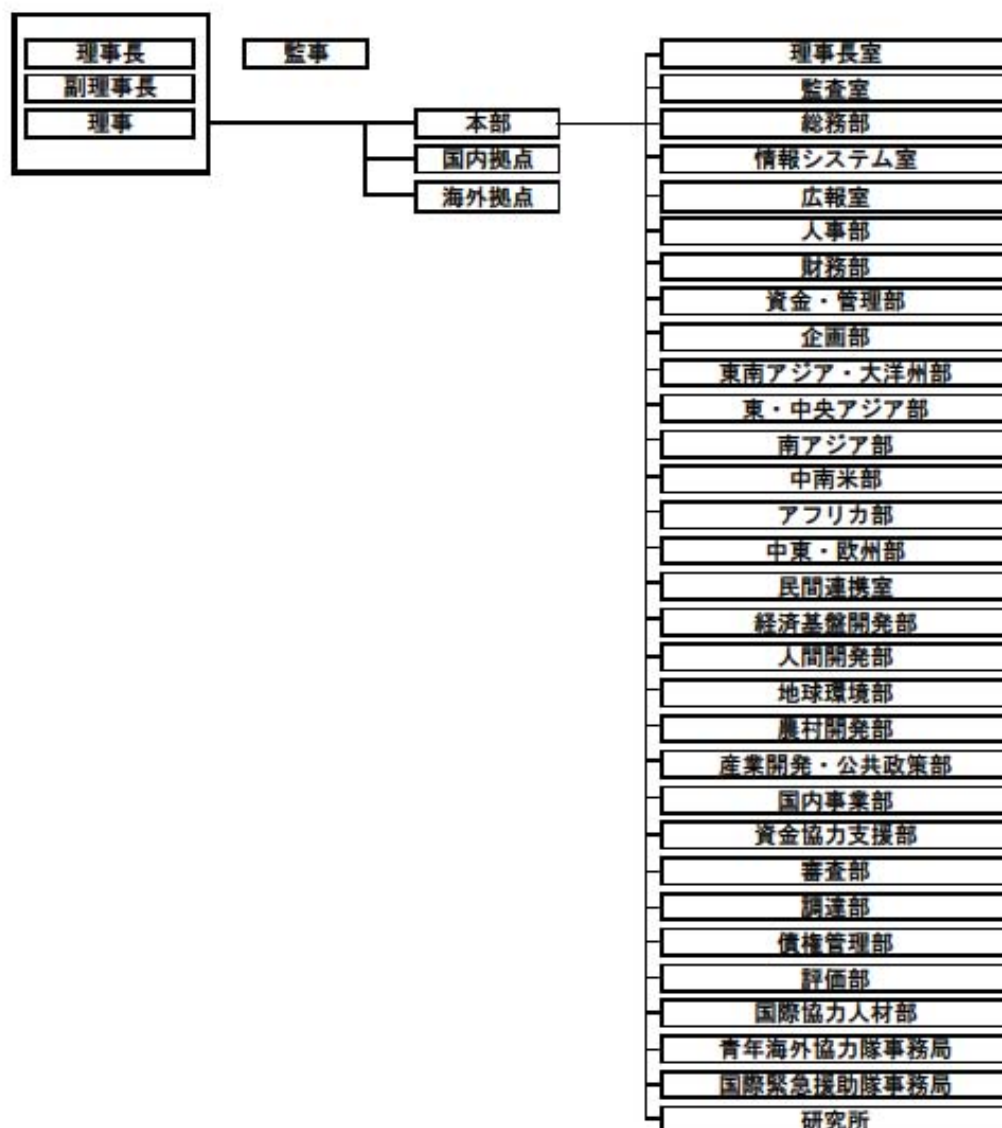
(2) 資本金の構成

当機構の資本金は日本政府が全額出資しています。

当機構は上述のとおり、平成 20 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継致しました。JICA 法附則第 2 条第 7 項に基づき、当機構が旧 JBIC より承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとされ、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、平成 20 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、平成 21 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

平成 23 年 3 月 31 日現在、当機構の資本金は 7,705,889 百万円です。

(3) 組織図（平成 23 年 12 月 1 日現在）



(4) 日本政府との関係について

① 主務大臣について

当機構の主務大臣は次のとおりとされています（JICA 法第 43 条第 1 項）。

- (ア) 管理業務に関する事項（次号に掲げるものを除く。）については、外務大臣
- (イ) 管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項については、外務大臣及び財務大臣
- (ウ) 管理業務以外の業務に関する事項については、外務大臣

主務大臣は、通則法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可等を行います。

② 役員について

当機構の理事長及び監事は主務大臣が任命し（通則法第 20 条第 1 項及び第 2 項）、副理事長及び理事は理事長が任命します（同条第 3 項）。また、主務大臣又は理事長はそれぞれが任命した役員を解任することができます（通則法第 23 条）。

なお、理事長が副理事長及び理事を任命若しくは解任した時は、遅滞なく主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています（通則法第 20 条第 4 項及び第 23 条第 4 項）。

③ 中期目標・中期計画について

主務大臣は、3 年以上 5 年以下の期間において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」といいます。）を定め、これを当機構に指示するとともに公表しなければならないと定められております（通則法第 29 条）。当機構は指示を受けた当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」といいます。）を作成し、主務大臣の認可を受ける必要があります（通則法第 30 条）。また、主務大臣は、法律を施行するため必要があると認めるときは、当機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又は当機構の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができます（通則法第 64 条）。

④ 会計検査院による検査について

当機構に対しては会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 20 条、第 22 条第 5 号及び第 30 条の 3 に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。検査は毎月行われる書面検査と毎年 2 回行われる実地検査があり、検査結果は毎年 1 回会計検査院から国会に提出されます。また、議院等から国会法（昭和 22 年法律第 79 号）の規定により会計検査及びその報告の要請があった場合、当該要請にかかる事項につき会計検査院による検査が行われます。

⑤ 金融庁による検査について

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律（平成 14 年法律第 56 号）が平成 15 年 4 月 1 日に施行されたことを受け、平成 15 年度より主務大臣から検査権限の一部を委任されて、旧 JBIC に対し金融庁の検査が実施されており、当機構の有償資金協力業務についても引き続き検査対象となっています（JICA 法第 39 条）。

⑥ 財務面での政府関与

(i) 予算制度

当機構では、JICA 法第 17 条により、

- (ア) 後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（以下「一般勘定」といいます。）
- (イ) 有償資金協力業務に係る勘定（以下「有償資金協力勘定」といいます。）

に区分して経理を行うこととされています。一般勘定の主な収入である運営費交付金は、外務省 ODA 一般会計予算の一部として措置されます。また、有償資金協力勘定については、JICA 法第 18 条及び第 21 条に基づき、予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例によることとされ、有償資金協力業務に係る収入及び支出の予算は、政府関係機関予算として主務大臣を経由して、財務大臣に提出、閣議決定後、内閣がこれを国会に提出、国会において議決されます。

(ii) 資金調達

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当機構に追加して出資することができます（JICA 法第 5 条第 2 項）。

政府は、予算の範囲内において、当機構に対してその業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができます。（通則法第 46 条）。

当機構は、中期計画において設定する限度額の範囲内で、短期借入金をすることができます（通則法第 45 条）。

当機構は、有償資金協力業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から長期借入金をし、又は国際協力機構債券を発行することができます（JICA 法第 32 条）。

また政府は、予算の範囲内において、国際協力機構債券に係る債務について、保証契約をすることができます（JICA 法第 34 条）。

(iii) 当機構の借入金及び債券発行の制限

当機構の有償資金協力勘定における借入金・債券発行に係る債務の合計額については法律上の上限があり、同勘定の資本金及び準備金の合計額の 3 倍に相当する額までとなっています（JICA 法第 33 条）。また、当機構は毎事業年度の債券発行にかかる基本方針を作成し、主務大臣の認可を受けなければなりません（JICA 法第 32 条第 3 項）。

(iv) 財務諸表の作成及び監査について

当機構の一般勘定については、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています（通則法第 38 条）。また、有償資金協力勘定においては、半期の財務諸表を作成し、当該半期経過後 2 月以内又は当該事業年度終了後 3 月以内に、主務大臣を経由して財務大臣に届け出なければならないとされています（JICA 法第 28 条）。当機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならないとされています（通則法第 39 条）。当該会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならず（通則法第 41 条）、主務大臣により選任されます（通則法第 40 条）。

(5) 民間金融機関との関係（有償資金協力業務）

有償資金協力業務においては、一般の金融機関が行う資金の貸付け又は出資を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならず（JICA 法第 14 条第 1 項）、一般の金融機関が通常の条件により資金の貸付け又は出資を行うことが困難と認められる場合（同条第 2 項）、及び開発事業に係る事業計画又は開発途上地域の経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合（同条第 3 項）に限り、必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要のあるときは出資することができます。

(6) 開発途上国政府、国際機関、市民社会、民間企業との関係

当機構は開発途上国政府・政府機関スタッフへのアドバイスや技術的な支援のほか、研修招聘を通じた人的パイプの構築を行っており、また、海外の援助機関とも協働して援助方針の調整や事業等を行い、開発途上国の開発計画づくり、人材育成と経済・社会発展に協力しています。他ドナーとの関係については、国連機関（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）等）、国際開発金融機関（世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、米州開発銀行（IDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）など）、及び、二国間援助機関（米国国際開発庁（USAID）、カナダ経済開発

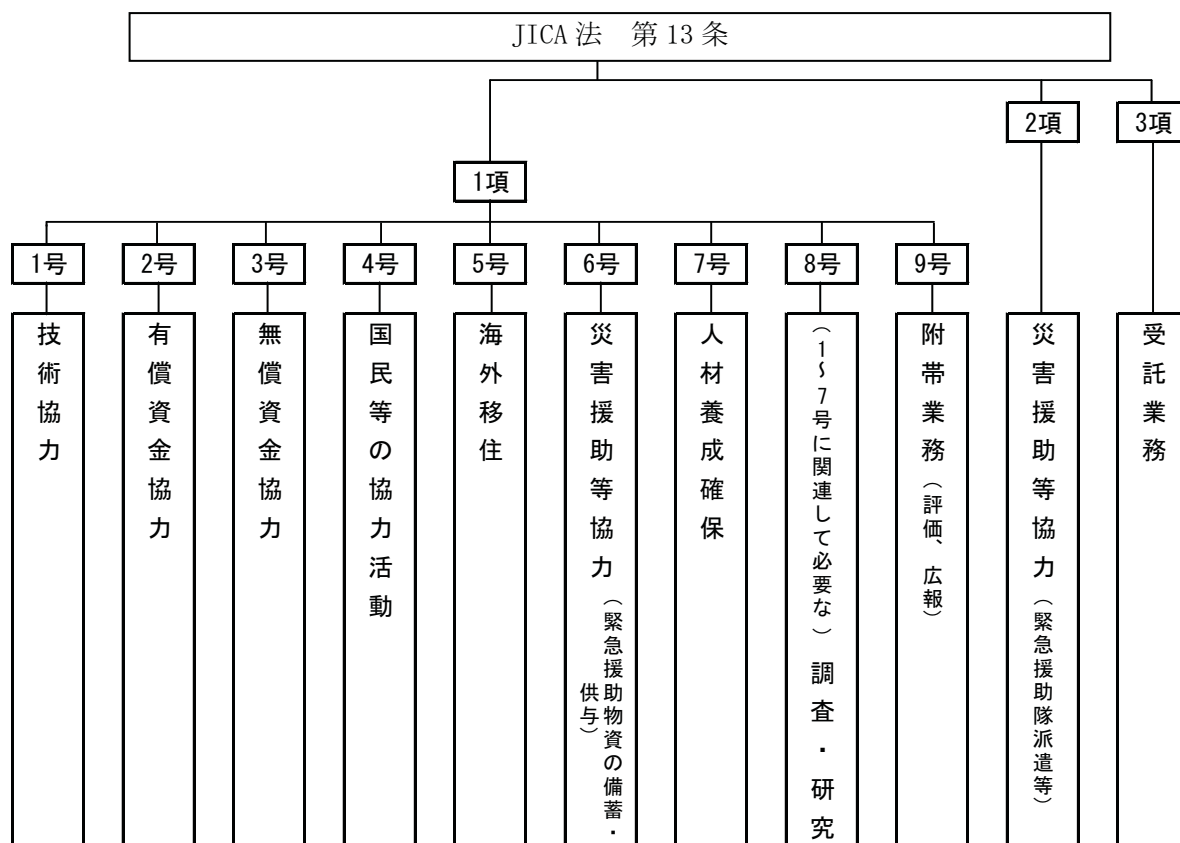
庁(CIDA)、ドイツ国際協力公社(GIZ)、英国国際開発省(DFID)、ドイツ復興金融公庫(KfW)、フランス復興庁(AFD)、韓国国際協力団(KOICA)、韓国輸出入銀行・対外経済協力基金(EDCF)など)との間で、トップマネジメント・レベル及び実務・現場レベルの協議・相互訪問による緊密な意見交換やスタッフ相互派遣等を行っています。こうした開発途上国政府やドナー間の協力関係の構築は、ノウハウや知見の共有だけでなく、より効果的な開発成果の発現と援助の推進を可能にする点に意義があります。例えば、他ドナーとの協調融資や、相手国政府・ドナー間での調達・財務管理手続きの調和化などの取り組みは、開発事業の実施にあたっての調整コストを引き下げ、開発途上国政府のオーナーシップの向上と開発効果をより効率的に発現させることに繋がっています。

当機構はNGO、地方自治体との定期協議や開発の現場での協力を通じたパートナーシップの構築を推進しています。また、途上国開発における民間部門のプレゼンスの増大と、CSR活動等の民間企業の活動の変化に伴い、民間部門との連携を強化しております。平成20年10月の新JICA発足を機に民間連携室を設置し、民間連携に関する基本方針を策定・公表しました。ここでは、民間企業、民間ビジネスとのパートナーシップを強化し、スピード感を持って、途上国における民間企業活動の環境を整備し支援することで、途上国・民間企業・ODAがWin-Win-Winの関係となることを目指すことを、当機構の民間連携の基本方針としています。そして、周辺環境整備(企業活動に関連する周辺的なニーズへの対応(インフラ整備のみならず、政策・法整備や人材育成を含む))、PPPインフラ支援、その他CSR活動やBOPビジネスとの連携等、民間企業との連携を通じて開発途上国の発展に貢献する取組を行っています。

3-2. 当機構の業務内容

(1) 業務の種類

当機構は、平成 20 年 10 月 1 日付で旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継しました。承継後の当機構の業務の範囲については、JICA 法第 13 条に以下のように定められております。主な事業については、以下の①～⑥の通りです。



① 技術協力 (JICA 法第 13 条 1 項 1 号)

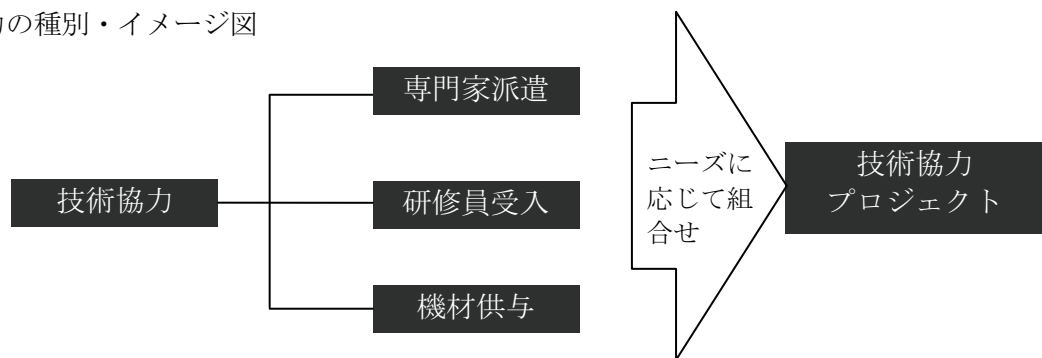
技術協力は、開発途上地域の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指す、人を介した協力であり、条約その他の国際約束に基づき、人的資源の開発、技術水準の向上、組織強化、政策・制度の改善及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としています。

- ・専門家派遣：開発途上国に日本人専門家（必要に応じ第三国の専門家）を派遣し、当該国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えとともに、彼らと協働して現地適合技術や制度の開発、啓発や普及などを実施。
- ・研修員受入：開発途上国で開発の中核を担う人材に対して必要な知識・技術に関する研修を実施（主に日本、必要に応じ相手国や第三国でも実施）。
- ・機材供与：専門家などが効率的な協力を実施するに当たって、必要な機材を相手国に供与。
- ・技術協力プロジェクト：一定の成果を一定の期間内で達成することを目的に、予め合意した協力計画に基づき、目標の達成のため、専門家派遣、研修員受入、機材供与等を最適な形で組み合わせて実施。
- ・開発計画調査型技術協力：公共事業計画策定や政策立案に係る支援を主目的とするものであって、その過程において、相手国の行政官等に対し、調査・分析手法や計画策定手法の技術移転も実施。

協力分野は、農業開発、運輸交通、産業開発、保健医療、教育に加え、近年では、法整備、市場経済化、平和構築・復興、環境・気候変動等多様化しており、その広範な分野で日本の

技術やノウハウを相手国の指導的役割を担う人材に伝え、それが更に相手国の組織・社会に広く伝播することにより、相手国の発展に寄与することを期待しています。また技術協力は、“人を介した協力”であるため、両国国民レベルでの相互理解に大きな役割を果たしています。

技術協力の種別・イメージ図



② 有償資金協力（JICA 法第 13 条 1 項 2 号）

有償資金協力とは、低金利で返済期間の長い緩やかな条件（譲許的な条件）で、開発途上国に対して開発資金を貸付ける形態の援助のことを指し、わが国の場合、「円借款」と呼ばれる政府直接借款と「海外投融資」です。

多くの開発途上国では、電力・ガス、運輸、通信などの経済社会基盤の整備が不十分です。また近年、貧困層の拡大に加え、HIV/エイズなどの感染症、大気や水の汚染、紛争・テロなどの地球的規模の問題が顕在化しています。開発途上国が上記の課題を克服し、経済的自立を達成するためには、経済社会基盤の底上げが必要ですが、途上国においては、そうした基盤整備に必要な資金を市場メカニズムだけで調達することは困難であり、円借款は、開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸し付けることにより、開発途上国の発展への取組みを支援しています。

また、開発途上国の経済成長や貧困削減のためにはその国自らのオーナーシップが必要不可欠です。資金の返済を求める円借款は、開発途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業監理を促し、開発途上国のオーナーシップ・自助努力をより一層後押しします。また、円借款は返済を前提とした資金援助であるため、日本にとっても財政負担が小さく、持続性のある支援手段です。

国際社会では、前述したような開発途上国の問題に対処するため、「ミレニアム開発目標（MDGs）」（※）を共通のゴールとし、各国がさまざまな施策を打ち出しています。また、2003 年 8 月に閣議決定された日本政府の「政府開発援助（ODA）大綱」においても、ミレニアム開発目標を視野に入れた貧困削減や平和構築等を重点課題として挙げています。円借款は ODA 大綱を踏まえ、「貧困削減」、「持続的成長」、「平和の構築」、「地球規模問題への対応」に貢献する分野への支援を積極的に行っています。円借款による支援地域は、日本と地理的・歴史的・経済的なつながりの強いアジア地域が中心となっていますが、アジア地域以外の国々のニーズも大きく、これまで合計 103 カ国に及ぶ幅広い国と地域を支援しています。

円借款の種類はニーズによって様々なものがあり、次のように大別されます。

1) プロジェクトタイプ

- ・ プロジェクト借款：道路、発電所、灌漑や上下水道施設の建設等、あらかじめ特定されたプロジェクトに必要な設備、資機材、サービスの調達や土木工事等の実施に必要な資金を融資するもので、円借款の主要な部分を占めます。
- ・ エンジニアリング・サービス借款：プロジェクトの実施に必要な調査・設計段階で必要とされるエンジニアリング・サービス（現場詳細データの収集、詳細設計、入札書類作成等）を本体業務に先行して融資するものです。ただし、プロジェクト借款同様にフィージビリティ調査（F/S）等が終了し、事業全体の必要性・妥当性が確認されていることが前提となっています。
- ・ 開発金融借款（ツーステップ・ローン）：借入国の政策金融制度のもと、開発銀行等の当該国の金融機関を通じて、中小規模の製造業や農業等の特定部門の振興や貧困層の生活基盤整備といった一定の政策実施のために必要な資金を供与するものです。最終受益

者に資金がわたるまでに段階が2つ以上あるので、ツー・ステップ・ローン（Two Step Loan :TSL）とも呼ばれます。この借款では、民間の多数の最終受益者に資金を供与することが可能となるとともに、金融機関を仲介させることによって、当該金融機関の能力強化や金融セクター開発を図ることができます。

- ・ セクターローン:複数のサブプロジェクトで構成される特定セクターの開発計画の実施のために必要な資機材、役務およびコンサルティングサービスの費用を融資し、あわせて当該セクターの政策、制度改善を図るものです。
- 2) ノン・プロジェクトタイプ
- ・ 商品借款:外貨事情が悪化し、経済的困難に直面している開発途上国を対象に、緊急に必要な物資の輸入決済資金を供与するもので、借入国の経済安定化を目的とします。借款資金は通常、両政府間であらかじめ合意される商品（工業資本財、工業用原材料、肥料、農機具、各種機械等）の輸入のために使われます。
 - ・ 開発政策借款:政策改善と制度全般の改革を行おうとしている開発途上国を支援するための借款です。従来の構造調整借款とは異なり、より長いタイムスパンでの国家戦略、または貧困削減戦略実施等を支援するものであり、その方向性に沿った改革項目が当該国政府により実施されたことを確認し、その達成に対して借款契約が締結、資金が供与され、当該国予算に組み込まれるタイプのもの（バックワード・ルッキング型という）が、近年主体となっています。加えて達成の確認の際には、将来の改革項目についても協議され、長期的な枠組みのもと、改革を支援するものです。この借款の場合、世界銀行等国际開発金融機関との協調融資の形をとることが多くあります。
 - ・ セクター・プログラム・ローン:商品借款を供与し、同時に重点セクターの開発政策を支援するため、輸入資金としての外貨を輸入者に売却した代金として政府が受け取る現地通貨資金（見返り資金）をあらかじめ合意されたセクターの開発投資に振り向けるものです。

また、日本政府および JICA は、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、開発途上地域において民間企業等が実施する開発事業を出資、融資により支援するための手段として、JICA の海外投融資機能の再開に係る議論を進めてきましたが、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）を受けた新成長戦略実現 2011（平成 23 年 1 月 25 日閣議決定）において、パイロットアプローチ（＝具体的案件の実施を通じて【1】新実施体制の検証・改善と【2】案件選択ルール の詰めを実施）の下での平成 22 年度内の再開が決定されました。こうした経緯のもと、本年 7 月日本政府および JICA は、パイロットアプローチ対象案件として 2 件（ベトナムにおける産業人材の育成、パキスタンにおける貧困層向けのマイクロファイナンス）を決定するとともに、ベトナムハノイ上水道整備事業については、JICA が現在実施中の協力準備調査にて PPP インフラ事業としての妥当性が確認されれば、パイロットアプローチ対象案件として審査を開始することが決定されました。現在、前 2 案件については審査を終了しました。

(※)「ミレニアム開発目標（MDGs）」:2000 年 9 月の国連ミレニアム・サミットにて採択された国連ミレニアム宣言と 1990 年代に採択されたさまざまな国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられたもの。貧困撲滅、普遍的初等教育の達成、環境の持続可能性の確保等 8 分野について 2015 年までに達成すべき目標を掲げています。

円借款供与条件表

(気候変動対策円借款以外・平成23年4月1日以降に事前通報が行われる案件に適用)

所得段階	一人あたりGNI (平成21年)	条件	基準/ オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち無償期間 (年)	譲渡条件
L D C	うち貧困国	無利子近似		0.01	40	10	アンタイド
		一般条件	基準	0.70	30	10	アンタイド
			オプション1	0.65	25	7	
			オプション2	0.60	20	6	
			オプション3	0.55	15	5	
		優先条件	基準	0.55	40	10	アンタイド
			オプション1	0.45	30	10	
			オプション2	0.40	20	6	
オプション3	0.30		15	5			
貧 困 国	US\$ 995以下	一般条件	基準	1.20	30	10	アンタイド
			オプション1	0.90	25	7	
			オプション2	0.75	20	6	
			オプション3	0.65	15	5	
		優先条件	基準	0.55	40	10	アンタイド
			オプション1	0.45	30	10	
			オプション2	0.40	20	6	
			オプション3	0.30	15	5	
		STEP	基準	0.20	40	10	タ イ ド
			オプション	0.10	30	10	
低所得国	US\$ 995以上 US\$1,905以下	一般条件	基準	1.40	30	10	アンタイド
			オプション1	0.80	20	6	
			オプション2	0.70	15	5	
		優先条件	基準	0.65	40	10	アンタイド
			オプション1	0.55	30	10	
			オプション2	0.50	20	6	
			オプション3	0.40	15	5	
		STEP	基準	0.20	40	10	タ イ ド
オプション	0.10		30	10			
中所得国	US\$1,905以上 US\$3,945以下	一般条件	基準	1.40	25	7	アンタイド
			オプション1	0.95	20	6	
			オプション2	0.80	15	5	
		優先条件	基準	0.65	40	10	アンタイド
			オプション1	0.55	30	10	
			オプション2	0.50	20	6	
			オプション3	0.40	15	5	
		STEP	基準	0.20	40	10	タ イ ド
オプション	0.10		30	10			
中進国	US\$3,945以上 US\$6,885以下	一般条件	基準	1.70	25	7	アンタイド
			オプション1	1.60	20	6	
			オプション2	1.50	15	5	
		優先条件	基準	1.20	25	7	アンタイド
			オプション1	1.00	20	6	
			オプション2	0.60	15	5	
コンサルティングサービス		コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び無償期間並びに譲渡条件は本体部分と同様とする。					
プログラム借款オプション		協賛融資の場合は譲渡性を確保しつつ、協賛融資先の償還期間と同一にすることができる。また、IMFのプログラムが適用に選んでいる国及びIDAグラント供与国については、IMFの譲渡性基準を満たすよう供与条件を変更する。					

- ・STEP(本邦技術活用条件)は、OECDルール上タイド援助供与可能な条件とし、毎年1月15日に見直しを行う。
- ・オプション金利は、CL値が基準金利のCL値を上回らない金利とする。
- ・EPSAソブリン向け融資の場合には、国別カテゴリーに応じ、優先条件が適用される(※LDCかつ貧困国については、無利子近似が適用される。)
- ・EPSAノンソブリン向け融資のためのアフリカ開発銀行向けツーステップローンの供与条件は、0.55%、40年(10年)が適用される。
- ・所得段階に関わらず、災害復旧に対する融資の供与条件は、0.01%、40年(10年)が適用される。
- ・緊急財政支援円借款の供与条件は、実効金利(円LIBOR(6ヶ月))、15年(3年)が適用される。

気候変動対策円借款供与条件表

(平成23年4月1日以降に事前通報が行われる案件に適用)

所得段階	一人当たりGNI (平成21年)	条件	基準/ オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち設置期間 (年)	償還条件
L D C	うち貧困国	無利子返済型		0.01	40	10	アンタイド
		アンタイド	基準	0.20	40	10	アンタイド
			オプション1	0.15	30	10	アンタイド
			オプション2	0.10	20	6	アンタイド
貧 困 国	US\$ 995以下	アンタイド	基準	0.25	40	10	アンタイド
			オプション1	0.20	30	10	アンタイド
			オプション2	0.15	20	6	アンタイド
			オプション3	0.10	15	5	アンタイド
		S T E P	基準	0.10	40	10	ク イ ド
低所得国	US\$ 995以上 US\$1,905以下	アンタイド	基準	0.30	40	10	アンタイド
			オプション1	0.25	30	10	アンタイド
			オプション2	0.20	20	6	アンタイド
			オプション3	0.15	15	5	アンタイド
		S T E P	基準	0.10	40	10	ク イ ド
中所得国	US\$1,905以上 US\$3,945以下	アンタイド	基準	0.30	40	10	アンタイド
			オプション1	0.25	30	10	アンタイド
			オプション2	0.20	20	6	アンタイド
			オプション3	0.15	15	5	アンタイド
		S T E P	基準	0.10	40	10	ク イ ド
中進国	US\$3,945以上 US\$8,895以下	アンタイド	基準	0.60	40	10	アンタイド
			オプション1	0.50	30	10	アンタイド
			オプション2	0.40	20	6	アンタイド
			オプション3	0.30	15	5	アンタイド
コンサルティングサービス		コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び設置期間並びに償還条件は本体部分と同様とする。					

③ 無償資金協力 (JICA 法第 13 条 1 項 3 号)

無償資金協力とは、被援助国に対し返済の義務を課さない資金協力のことで、医療や給水、農村開発、運輸交通などの基礎的な分野において、病院、学校、道路等の建設を行う「施設の建設」や、医療機材や教育訓練機材等の調達を行う「資機材の調達」など、主にハード面での協力を行うものです。開発途上国の中でも、所得水準の低い諸国を中心に、当該国の将来にかかわる協力を幅広く行っています。

具体的な対象分野は、保健・医療、衛生、水供給、初等・中等教育、農村・農業開発、運輸交通、電力、情報通信等の「基礎生活分野」となりますが、近年はこれらに加え、紛争予防、平和構築、地雷対策、テロ・海賊対策、防災・災害復興、環境等、多様化しています。

当機構は、外交政策遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除き、無償資金協力の実施主体として、「事前の調査」から支払業務等の「実施監理」、そして「事後監理」を担っています。

当機構が主体となり実施する無償資金協力は、一般プロジェクト無償、人材育成研究支援無償、ノン・プロジェクト無償（紛争予防・平和構築無償（※））、テロ対策等治安無償、防災・災害復興支援無償、コミュニティ開発支援無償、貧困削減戦略支援無償、環境・気候変動対策無償（※）、水産無償、一般文化無償、貧困農民支援です。

無償資金協力のうち当機構が実施主体となっている業務は、平成 23 年度の当初予算では約 66.5%を占めています。

（※）外務省が自ら実施するものと当機構が主体となり実施するものがある。

④ ボランティア派遣 (JICA 法第 13 条 1 項 4 号の一部)

ボランティア事業は、開発途上国からの要請に基づき、それに見合った技術・知識・経験を持ち、「開発途上国の人々のために生かしたい」と望む方を募集し、選考、訓練を経て派遣します。その主な目的は、（１）開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与、（２）友好親善・相互理解の深化、（３）ボランティア経験の社会還元です。なかでも、青年海外協力隊は 46 年という長い歴史を持ち、これまでに約 3 万 6000 人を超える方々が参加しています。

（i）青年海外協力隊

青年海外協力隊事業は、開発途上国からの要請に対し、それらの国の経済・社会の発展に協力しようとする青年の活動を促進するものです。協力隊員は開発途上国に滞在し、受入国の人々と生活と労働をともにすることによる協力活動を行います。協力分野は、農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、スポーツ、計画・行政の 8 分野、約 100 種と多岐にわたります。

（ii）シニア海外ボランティア

シニア海外ボランティア事業は、開発途上国への支援活動に興味をもつ中高年層の方々を対象としています。幅広い技術や豊かな職業経験をもつ 40 歳から 69 歳までの人材を募り、開発途上国からの要請に応じて派遣するもので、青年海外協力隊のシニア版といえる事業です。協力分野は青年海外協力隊と同様多岐にわたります。

（iii）日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティア

日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティアは、中南米地域の日系人社会からの要請に応じて派遣され、地域社会の発展に貢献する事業です。

⑤ 国際緊急援助 (JICA 法第 13 条 1 項 6 号及び 2 項)

大規模な災害が発生した際、特に開発途上国の多くは、経済・社会基盤がぜい弱であるため、災害が発生した際に十分な救援活動を行えないのが実情です。こうした課題にこたえるべく、日本はこれまでの豊富な経験と技術を生かし国際緊急援助を行っています。

昭和 54 年に医療チームの派遣を中心とする国際緊急援助活動が始まり、昭和 62 年には「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」(通称 JDR 法) が制定され、医療チームに加え、救助チーム、専門家チームの派遣も開始され、JICA が派遣実務を担うことが法的に整理されました。またこの JDR 法の制定に併せ、JICA は世界 4 ヶ所に緊急援助物資用の備蓄倉庫を設置し、被災者に対する緊急援助物資供与事業も開始しました。さらに平成 4 年には JDR 法が改正され、国際緊急援助隊として自衛隊部隊の派遣も可能になりました。なお、この JDR 法の改正により、同年に施行・公布された「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(通称 PKO 協法力) との関係も整理され、紛争に起因する災害は PKO 法で対応し、内閣府国際協力平和本部が実務を司り、それ以外の災害(自然災害、ビル倒壊などの人為的災害)は JDR 法で対処することになり、当機構が外務大臣の派遣命令を受けて、以下の国際緊急援助隊を派遣しています。

(i) 救助チーム

被災地での被災者の搜索、発見、救出、応急処置、安全な場所への移送を主な任務としています。チームは、警察庁、消防庁、海上保安庁の救助隊員、医療従事者、JICA 職員等から構成され、政府の派遣決定から 24 時間以内に日本を出発することを目標としています。

(ii) 医療チーム

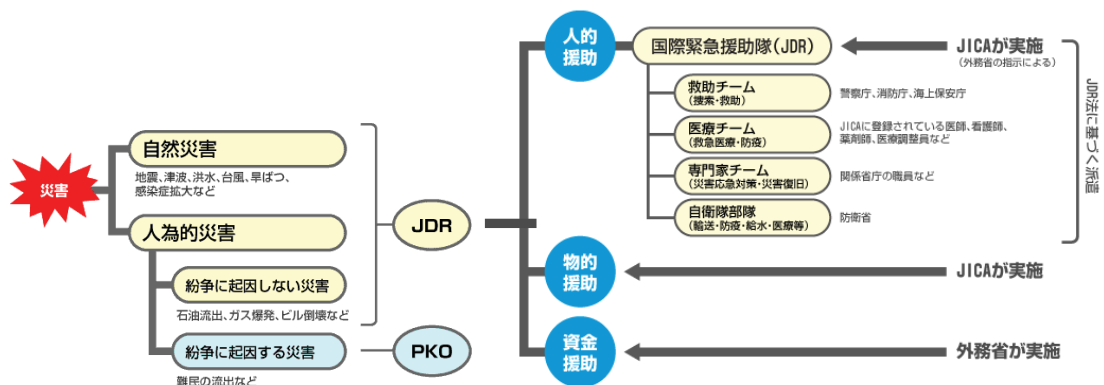
医療チームは、被災者の診療又は診療の補助を行い、必要に応じて疾病の感染予防や蔓延防止のための活動を行います。メンバーは、自発的な意志に基づいてあらかじめ登録された医師、看護師、薬剤師、調整員などから編成されます。政府の派遣決定から 48 時間以内に日本を出発することを目標としています。国際緊急援助隊の中で最も歴史が長い活動です。

(iii) 専門家チーム

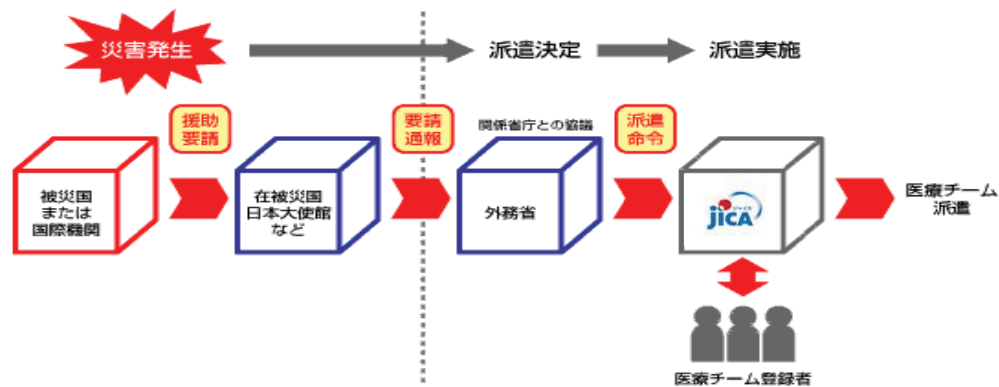
専門家チームは、災害に対する応急対策と復旧活動の指導を行います。例えば、地震の被災国における建物の耐震性診断や、噴火の恐れがある火山の調査及び噴火予測や被害予測等の活動が含まれます。また、新しい感染症に対して、被害の拡大を食い止めるため助言を行うこともあります。チームは、災害の種類に応じて、関係省庁や地方自治体から推薦された技術者や研究者などで構成されています。

(iv) 自衛隊部隊

大規模な災害が発生し、特に必要があると認められるとき、自衛隊部隊を派遣します。自衛隊部隊は、緊急援助活動(医療・防疫、給水)や船舶・航空機を用いた輸送活動を行います。



派遣のプロセス：医療チームの場合



⑥ 研究活動（JICA 法第 13 条 1 項 8 号）

平成 20 年 10 月の新 JICA の発足にともない新たに設置された「JICA 研究所」は、開発途上国が直面する開発課題の解決に向けて開発援助機関としての比較優位を活かした、政策志向の研究に重点を置いております。途上国政策担当者への発信や国際開発潮流への働きかけを強化するため、国内外のネットワークづくりによる研究交流を通じて、研究者と開発実務者の対話の場を創出すると同時に、国際的水準の研究の推進に努めております。こうした研究活動を通じて、途上国の開発課題の解決を支援する当機構の事業戦略に貢献していくことを目指しております。

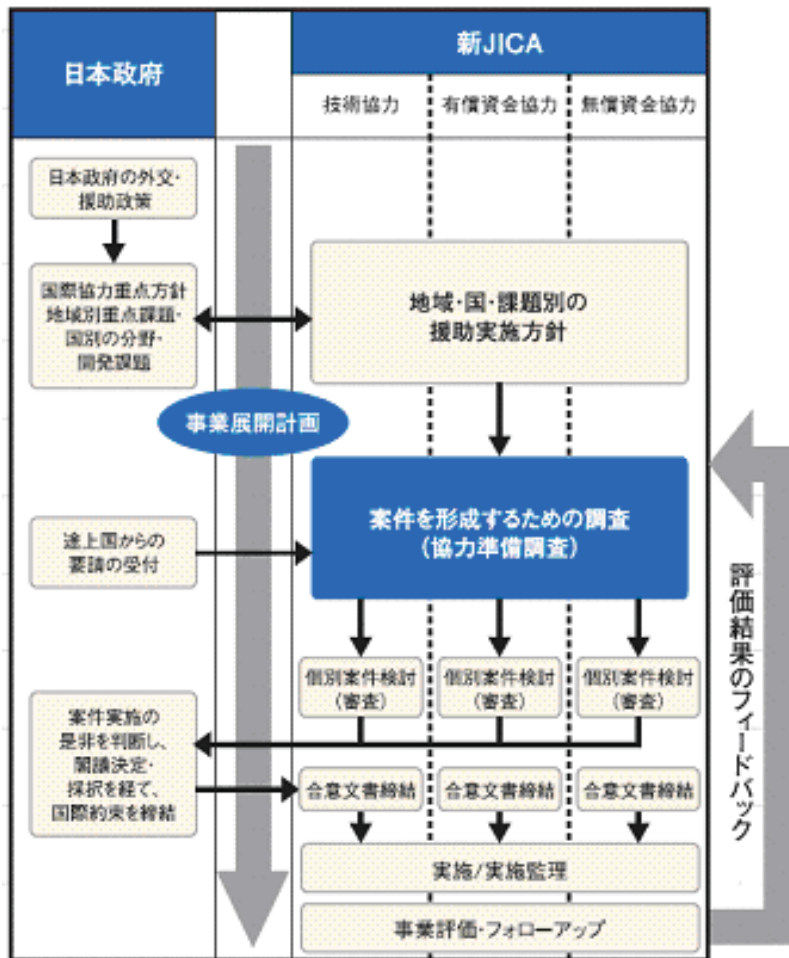
JICA 研究所の重点研究領域は「平和と開発」「成長と貧困削減」「環境と開発／気候変動」「援助戦略」の四つです。

(2) 業務フロー

当機構は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力という ODA の 3 つの手法を一元的に実施する機関として、政府が策定する ODA 戦略・政策に基づき、援助の手法の枠にとらわれない広い視野に立ち、効果的・効率的な支援を実施しています。

特に、被援助国政府から正式な支援の要請を受ける前の段階で相手国のニーズに応じて随時機動的に実施できる「協力準備調査」を導入したことにより、案件形成から事業実施までを迅速化することが可能となり、計画的・戦略的な支援の準備・実施が図られています。

JICA の業務の流れ



3-3. 当機構の財務

(1) 経理の特徴

① 区分経理

当機構は、JICA 法第 17 条により、
(ア)後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（「一般勘定」）、
(イ)有償資金協力業務に係る勘定（「有償資金協力勘定」）
に区分して経理を行っております。

② 会計処理基準

当機構の財務諸表は、通則法第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しております。

また、平成 20 年 10 月 1 日付で当機構が承継した旧 JBIC における海外経済協力勘定（有償資金協力勘定）の会計処理については、旧 JBIC 法、関連政省令及び告示、並びに特殊法人等会計処理基準（昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会（現；財政制度等審議会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会）報告）に基づいて行っています。また、旧 JBIC は平成 12 年度以降（平成 13 年度上期を除く）、民間金融機関の会計基準に準じた財務諸表を作成し監査法人の監査を受けておりました。旧 JBIC の民間財務諸表及び監査法人の監査報告書は本説明書 607 ページから 681 ページに添付しています。

③ 財務諸表の作成

当機構の一般勘定は通則法第 38 条により、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に外務大臣に提出するとともに官報に公告することとされております。また、有償資金協力勘定については、当機構は JICA 法第 28 条に基づき、半期ごとに財務諸表を作成して財務大臣に届け出るとともに官報に公告することとされております。毎年度の財務諸表は決算報告書とともに内閣に提出され、会計検査院の検査を経て国会に提出されます。

(参 考)

(i) JICA (有償資金協力勘定) 財務諸表 (独法会計基準)、旧 JBIC 民間財務諸表の会計基準、
旧 JBIC 法定財務諸表の会計基準の主な相違

	JICA (有償資金協力勘定) 財務諸表 (独法会計基準)	旧 JBIC (海外経済協力勘定) 民間財務諸表 (民間会計基準)	旧 JBIC (海外経済協力勘定) 法定財務諸表 (特殊法人等会計処理基準)
利益処分	・国際協力機構法にて、有償資金協力勘定は利益金の全てを準備金とする旨規定。	・国際協力銀行法及び政令にて、経協勘定は利益金の全てを積立金とする旨規定。	・国際協力銀行法及び政令にて、経協勘定は利益金の全てを積立金とする旨規定。
貸倒引当金及び投資損失引当金	・金融検査マニュアルに基づき、貸付資産等の自己査定を行い、正常先・要注意先・要管理先に区分された債務者への債権に対しては、予想損失率に基づく一般引当を計上。 ・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分された債務者への債権に対しては、資産分類等に応じた個別引当金の計上又は直接償却を実施。 ・出資金についてはⅢ分類となった資産について投資損失引当金を計上、Ⅳ分類となった資産については直接償却を実施。	・金融検査マニュアルに基づき、貸付資産等の自己査定を行い、正常先・要注意先・要管理先に区分された債務者への債権に対しては、予想損失率に基づく一般引当を計上。 ・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分された債務者への債権に対しては、資産分類等に応じた個別引当金の計上又は直接償却を実施。 ・有価証券についてはⅢ分類となった資産について投資損失引当金を計上、Ⅳ分類となった資産については直接償却を実施。	・財務省告示に規定された上限内にて引当を計上。 (経協勘定) ・円借款は、期末貸付残高の 0.1/1000 を計上。 ・また、HIPC 対象国のうち平成 15 年 3 月末時点で DP 未到達国向け債権につき、全額計上。 ・海外投融資は貸付については期末貸付残高の 30/1000 を計上。うち出資金については、出資法人の未処理損失を、出資割合見合いで計上。
退職給付引当金及び賞与引当金	・退職給付債務から年金資産の時価評価額を控除し計上。 ・翌期支給見込み賞与のうち、当会計期間に発生した賞与額を計上。	・退職給付債務から年金資産の時価評価額を控除し計上。 ・翌期支給見込み賞与のうち、当会計期間に発生した賞与額を計上。	・計上せず。
出資	・「関係会社株式」、「投資有価証券」に計上。 ・資産自己査定結果に応じ、投資損失引当金を計上、又は償却を実施。	・株式会社、投資事業有限責任組合等向け出資は「有価証券」(時価のない有価証券)、その他向け出資は「その他資産」に計上。 ・資産自己査定結果に応じ、投資損失引当金を計上、又は償却を実施。	・出資金として計上。
キャッシュフロー計算書	・期中の資金の動きを、業務活動・投資活動・財務活動の各セグメント別に示すもの。	・期中の資金の動きを、営業活動・投資活動・財務活動の各セグメント別に示すもの。	・作成せず。

(ii) 旧 JBIC 民間財務諸表上と法定財務諸表上での総資産と純資産合計の差異

総資産と純資産合計の差異（海外経済協力勘定、平成 20 年 9 月末）

(単位：億円)

	民間①	法定②	①－②
総資産	109,764	110,821	△1,056
純資産合計	78,416	79,544	△1,127
うち資本金	74,568	74,568	－
うち利益剰余金（注 1）	3,849	4,976	△1,127
純資産合計／総資産	71.4%	71.8%	△0.3%

（注 1）法定財務諸表では積立金・当年度利益金の合計額です。

民間準拠財務諸表の利益剰余金は法定財務諸表の金額を下回っておりますが、これは、民間準拠財務諸表においては金融検査マニュアルに基づく資産自己査定を踏まえた貸倒引当金の計上／貸出金の償却を行っていることが主因です。また、平成 14 年 12 月 10 日付政府発表「債務救済方式の見直しについて」のとおり、債務救済の手法が従来の政府による債務救済無償資金協力で代えて、対象円借款債権の放棄を実施する方法に変更されることとなりました。平成 14 年度の民間準拠財務諸表にはこの変更に伴う対象債権の償却及び個別貸倒引当金の積み増しにより 8,164 億円（海外経済協力勘定分）の特別損失が計上されました。一方、法定財務諸表においては、貸倒引当金計上の根拠となる財務省告示が改正されたことに伴い平成 14 年度以降、所要の引当（特定海外債権引当勘定）を行いました。

④旧 JBIC からの資産及び負債の承継について

当機構は、平成 20 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継致しました。

JICA 法附則第 2 条第 7 項において、当機構が旧 JBIC の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を控除した金額とし、同条第 3 項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとするものと規定されており、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、平成 20 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、平成 21 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

(2) 利益金処分及び損失金処理の特徴

① 一般勘定

一般勘定の利益金は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額を積立金として整理しなければならないとされています。ただし同条第 3 項において、残余の額の全部又は一部を主務大臣の承認を受けて剰余金の使途に充てることができることとされています。また、中期計画の最終年度においては、JICA 法第 31 条第 1 項に基づき、積立金金額のうち外務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る業務の財源に充てることができることとされており、残余があるときは JICA 法第 31 条第 3 項の規定により国庫納付します。

② 有償資金協力勘定

有償資金協力勘定の利益金は JICA 法第 31 条第 5 項の規定により、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、準備金として同勘定の資本金額と同額になるまで積み立てなければならないとされています。積立金額が資本金額と同額に達し、利益金に残余がある場合には同法第 31 条第 8 項の規定により国庫納付します。なお、損失金相当額は同法第 31 条第 6 項の規定により、準備金より取り崩します。

旧 JBIC 海外経済協力勘定の利益金の積立金(JICA 有償資金協力勘定における準備金に相当)繰入額と国庫納付額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利益金	139,402	182,333	9,806
(積立金積立額)	(注1) 139,402	(注1) 182,333	(注2) 9,806
(国庫納付額)	-	-	-

(注 1) 平成 19 年度までの利益金は、旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により、海外経済協力勘定積立金として積み立てられています。

(注 2) 平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日まで）の利益金は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 100 号）附則第 2 条第 6 項及び同法附則第 11 条の規定による改正前の旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により、海外経済協力勘定積立金として積み立てられています。

JICA 有償資金協力勘定における準備金繰入額と国庫納付額

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利益金	(注1) 92,982	188,666	162,972
(準備金積立額)	92,982	188,666	162,972
(国庫納付額)	-	-	-

(注 1) 有償資金協力勘定の平成20年度の会計期間は平成20年10月1日から平成21年3月31日までの期間となっております。

(3) 資金調達の概要

① 一般勘定の資金調達

一般勘定の事業・経費を賄う主要な収入源は政府からの運営費交付金です。支出予算は収入予算の範囲内で組まれており、借入は行っていません。

一般勘定の運営費交付金については、中期計画期間において大枠が決定し、毎年度の国の予算において、各年度分の運営費交付金額が決定されます。

② 有償資金協力勘定の資金調達

有償資金協力勘定は財政融資資金借入金、財投機関債の発行及び政府出資金を主な資金調達手段としています。

(i) 財政投融资

財政融資資金借入金

平成 23 年度における財政融資資金の借入条件は以下のとおりです。

金利種別	借入期間、返済方法等	借入金利	資金使途
固定	15 年（据置 3 年後元金均等償還、 借入上限 2,190 億円）	借入平均期間に応じた 国債流通利回りベース	有償資金 協力業務
固定	25 年（据置 5 年後元金均等償還、 借入上限 2,190 億円）		

(ii) 財投機関債

旧 JBIC の海外経済協力勘定ではこれまで財投機関債による資金調達を行っておりませんが、当機構が同勘定を承継し一元的な援助実施機関として新たに発足したことから、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める」という財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、当機構自身の信用力に依拠した資金調達として、国際協力機構債券の発行を開始し、これまでに合計 1,600 億円発行致しました。

当機構が国際協力機構債券により調達する資金は、有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

	発行日	発行額
第 1 回国際協力機構債券	平成 20 年 12 月 19 日	300 億円
第 2 回国際協力機構債券	平成 21 年 6 月 19 日	300 億円
第 3 回国際協力機構債券	平成 21 年 12 月 16 日	200 億円
第 4 回国際協力機構債券	平成 22 年 6 月 18 日	200 億円
第 5 回国際協力機構債券	平成 22 年 9 月 15 日	200 億円
第 6 回国際協力機構債券	平成 22 年 12 月 15 日	200 億円
第 7 回国際協力機構債券	平成 23 年 6 月 16 日	200 億円
第 8 回国際協力機構債券	平成 23 年 9 月 26 日	150 億円
第 9 回国際協力機構債券	平成 23 年 9 月 26 日	50 億円

(iii) 政府追加出資金

譲許的な条件で融資を行う有償資金協力業務の実施に必要な政府からの追加出資金を一般会計から受け入れており、旧 JBIC の前身であった海外経済協力基金（OECF）の設立後昭和 35 年度から昭和 37 年度、昭和 40 年度から平成 22 年度までの毎年度に追加出資受入実績があり、平成 23 年度においても予算が措置されております。

(iv) 交付金

政府は予算の範囲内で、当機構に対して業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することが出来ます（本説明書 8 ページ参照）。資金調達と投融资との逆鞘による赤字を補填することを目的として、海外経済協力基金法に基づき、昭和 59 年度から平成 10 年度まで毎年交付実績があります。また、平成 15 年度以降平成 21 年度までは、「債務救済方式の見直し」の実施のため、財政基盤安定の観点より交付金が計上されました。

(v) 短期借入金等

当機構の短期資金繰上、必要な場合は民間金融機関からの短期借入による資金調達を行うことが可能です。

なお、有償資金協力勘定（旧 JBIC 海外経済協力勘定含む）の過年度の実績及び平成 23 年度予算は以下のとおりです。

（単位：億円）

	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 実績	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 予算（補正後）
財政投融资	1,016	1,098	1,298	1,922	4,380
うち財政融資資金借入金	1,016	1,098	1,298	1,922	4,380
政府一般会計からの出資金	1,591	1,495	1,273	1,044	419
回収金等によるその他自己資金等	4,232	4,552	4,880	3,811	4,701
合 計	6,839	7,145	7,451	6,777	9,500

4. 関係会社の状況

4-1. 関連会社、関連公益法人等について

人的関係等により当機構の関連会社、関連公益法人等に該当する法人については、本説明書 111～117 ページ及び 159～167 ページをご参照下さい。

なお、旧 JBIC については、旧国際協力銀行法施行規則（平成 11 年大蔵省令第 43 号）第 2 条第 5 号に規定する子会社・関連会社を有しておりませんでした。

4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について

(1) 有償資金協力業務における出資業務

当機構が行う有償資金協力業務には、我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすることが含まれます（JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号ロ）。なお、新規出資は特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、平成 14 年度以降は平成 13 年度末までに承諾済の案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限ることとされておりますが、海外投融資再開については、平成 22 年 6 月 18 日の「新成長戦略」にて「国際協力機構（JICA）の海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で、再開を図る。」と閣議決定されました。また、「新成長戦略実現 2011」（平成 23 年 1 月 25 日閣議決定）において、「JICA の海外投融資について、具体的案件の実施を通じて①新実施体制の検証・改善と②案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」の下で、年度内に再開を実現」することとされました。平成 23 年度から具体的な案件の実施を通じて、現在想定している新実施体制が十分に機能するか検証して必要に応じ改善策を講じるとともに、あわせて案件選択ルールの詳細を検討していく「パイロットアプローチ」を開始しています。具体的には、平成 23 年 7 月より「ベトナムにおける産業人材の育成」、「パキスタンにおける貧困層向けのマイクロファイナンス事業」を対象とした出融資につき審査を開始、また、ベトナム・ハノイ市における上水道整備事業については、現在実施中の調査において妥当性が確認された後、審査を開始する予定です。

(2) 【参考】出資先については、以下の通りです。

案件名	出資先	事業内容	当初出資 年月	資本金	出資比率 (%)	相手国
ミナスジェライス製鉄合弁事業	日本ウジミナス(株)	ミナス・ジェライス州における製鉄事業(年産約 480 万 ^ト)	昭和 42 年 4 月	30,091 百万円	10.0	ブラジル
ブラジル紙パルプ資源開発合弁事業	日伯紙パルプ資源開発(株)	ブラジルのミナス・ジェライス州における造林及びパルプ製造(年産約 120 万 ^ト)。	昭和 49 年 10 月	61,788 百万円	16.3	ブラジル
アサハン水力発電アルミニウム製錬合弁事業	日本アサハンアルミニウム(株)	北スマトラにおけるアサハ川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルミ製錬(年産約 22 万 5 千 ^ト)	昭和 50 年 12 月	99,985 百万円	50.0	インドネシア
シンガポールエチレン等製造合弁事業	日本シンガポール石油化学(株)	メルバウ島におけるエチレン等石油化学製品の製造(エチレン年産約 100 万 ^ト 等)	昭和 52 年 8 月	23,877 百万円	20.0	シンガポール
アマゾンアルミナ・アルミニウム製造合弁事業	日本アマゾンアルミニウム(株)	アマゾン地域におけるアルミナ生産(年産約 440 万 ^ト)及びアルミ製錬(年産約 45 万 ^ト)	昭和 53 年 8 月	57,350 百万円	44.9	ブラジル
サウジアラビアメタノール製造合弁事業	日本・サウジアラビアメタノール(株)	アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造(年産約 470 万 ^ト)	昭和 59 年 12 月	2,310 百万円	30.0	サウジアラビア
サウジアラビア石油化学製品製造合弁事業	サウディ石油化学(株)	アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造(ポリエチレン年産約 75 万 ^ト 、エチレングリコール年産約 135 万 ^ト)	昭和 56 年 6 月	56,800 百万円	37.1	サウジアラビア
バングラデシュ KAFCO 肥料製造合弁事業	カフコジャパン投資(株)	チッタゴン市における尿素(年産約 60 万 ^ト)及びアンモニア(年産約 50 万 ^ト)の製造	平成 2 年 7 月	5,024 百万円	46.4	バングラデシュ
メキシコ向け環境基金事業	メキシコ環境基金	メキシコにおいて、民間による小規模の環境関連事業の育成を支援するため、投資組合方式で同事業創業のための資金を出資によって支援するもの	平成 5 年 9 月	24,865 千ドル	28.6	メキシコ
ムシパルプ製造事業	スマトラパルプ(株)	南スマトラ・ビルンビン地区において、アカシアの植林木を原料とするパルプ工場を建設、年間約 45 万 ^ト のパルプを生産する	平成 7 年 4 月	13,351 百万円	42.7	インドネシア
地方企業育成基金事業	地方企業育成基金	インド地方中堅企業の育成を支援するため、IFC、ADB などと合同で信託基金を設立し、投資を行うもの	平成 8 年 4 月	242,000 千ルピー	22.7	インド
炭素基金事業(世銀/炭素基金)	世銀/炭素基金	世界銀行が地球温暖化防止、発展途上国・移行経済国の持続的開発促進のため企画した信託基金。本ファンド資金は、CO2 等温室効果ガス削減効果のある開発事業実施のために利用され、そこで得られた排出権を出資者に還元。	平成 12 年 6 月	12,609 千ドル ⁽¹⁾ 3,080 千ユーロ ⁽¹⁾	5.6	—
タイ中小・中堅企業再建・育成ファンド事業	タイリカバリーファンド	タイ国の中小・中堅企業の再建・育成を促進しようとするもの	平成 13 年 7 月	3,322 千ドル	25.0	タイ
国際連合大学私費留学生育英資金貸与事業	国際連合大学信託基金	国際連合大学に設けられる信託基金を通じて、開発途上国から日本への私費留学生に対する支援を行うもの	平成 15 年 8 月	151 百万円 ⁽¹⁾	100.0	日本

¹ 世銀/炭素基金及び国際連合大学信託基金に関しては、直近の決算期におけるファンド全体の拠出金累計を記載。なお、当機構の出資状況は p.100 を参照。

5. 職員の状況

	平成 23 年度末
常勤職員数（定員ベース）	1,827 名

第2 事業の状況

1. 平成22年度の事業概要

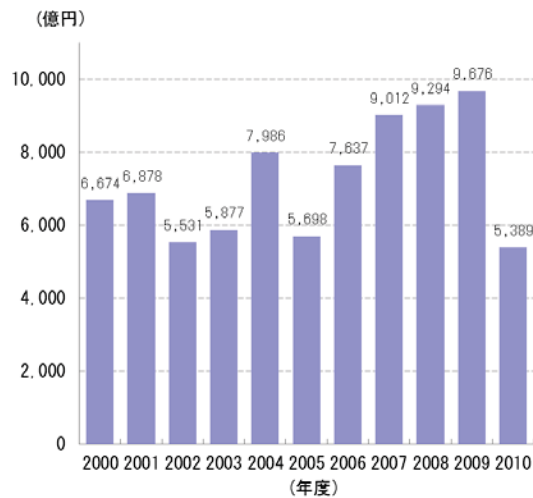
① 総括

平成22年度の当機構事業実績として、円借款については、借款契約(Loan Agreement, L/A)調印ベースで計36件、合計5,389億円の新規案件が承諾され、前年度比金額ベースで44.3%の減少となりました。

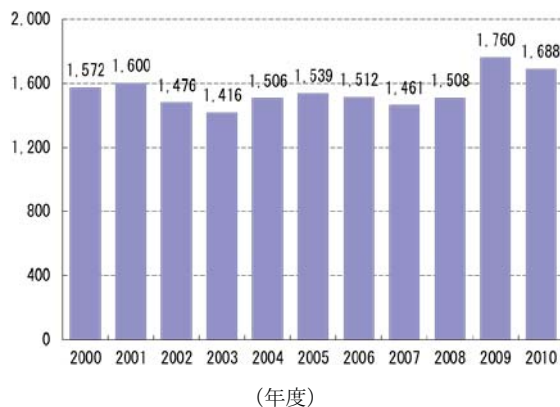
技術協力の経費実績は1,688億円で、前年度比4.1%の減少となっています。

また、無償資金協力については、贈与契約(Grant Agreement, G/A)締結ベースで計163件、合計1,024億円の新規案件が承諾されました。

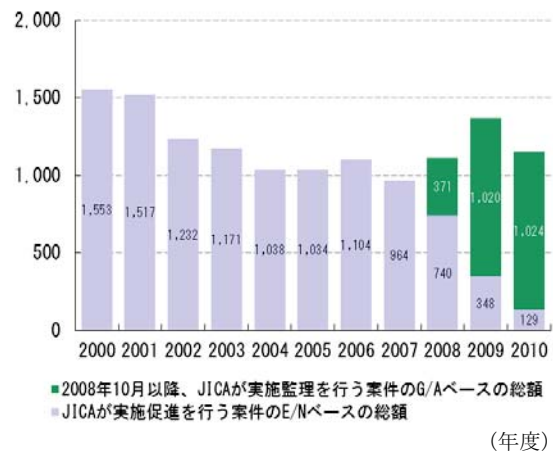
有償資金協力承諾額の推移(単位:億円)



技術協力経費実績の推移(単位:億円)



無償資金協力事業規模の推移(単位:億円)

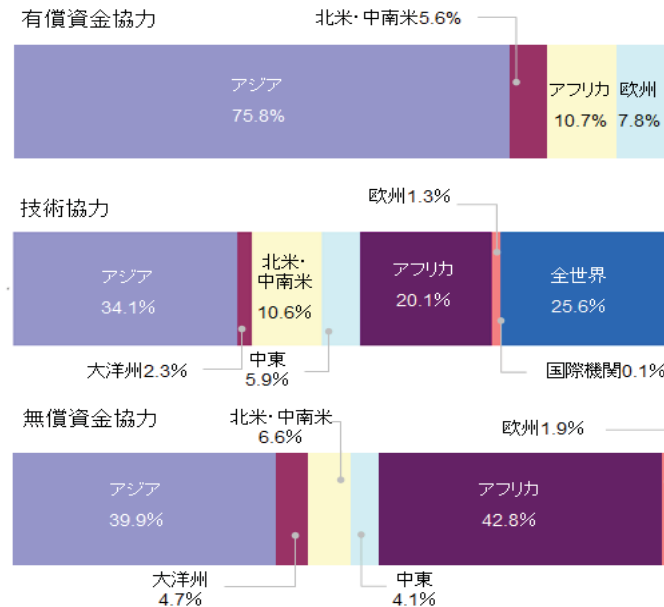


② 地域別の実績構成比

平成 22 年度に当機構が新規借款契約を調印した円借款について、その経費実績を地域別に見ると、アジア地域が 75.8%、アフリカ地域が 10.7%、欧州地域が 7.8%の順で割合が大きくなっています。

また、平成 22 年度に実施した技術協力及び、新規贈与契約を締結した無償資金協力の地域別実績は下表の通りです。技術協力ではアジアが 34.1%、そして、無償資金協力ではアフリカが 42.8%と、最も高い割合を占めていることがわかります。

平成 22 年度の地域別実績構成比



※円借款：新規借款契約調印ベース。

技術協力：経費実績ベース。ボランティア派遣、緊急援助隊にかかる経費を含む。

無償資金協力：JICA が実施監理を行う案件 1,024 億円（規贈与契約締結ベース。但し、複数の会計年度に及ぶ案件については、該当する会計年度（2010 年度）における供与限度額を計上する形としている。）の内訳。

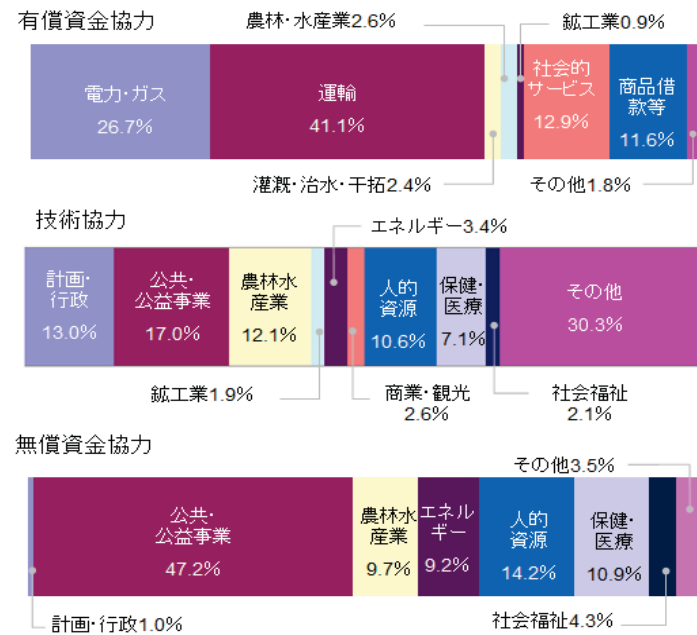
③ 分野別の実績構成比

平成 22 年度に当機構が実施した円借款について、その実績を分野別に見ると、鉄道・道路など運輸分野への協力案件が多く、次いで電力・ガス分野にかかる協力の割合が高くなっています。

技術協力については、公共・公益事業、計画・行政、農林水産業、人的資源、保健・医療の順になっています。

無償資金協力については、上下水道、運輸・交通一般、道路、水資源開発といった公共・公益事業、次いで人的資源、保健・医療への協力の割合が高くなっています。

平成 22 年度の分野別実績構成比



※円借款：新規借款契約調印ベース。

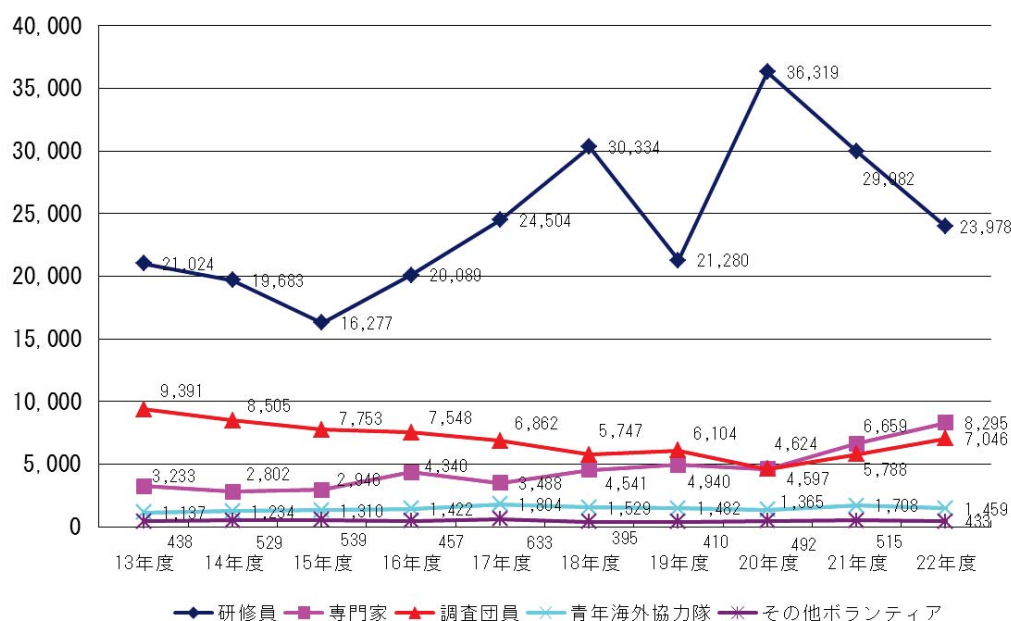
技術協力：経費実績ベース。ボランティア派遣、緊急援助隊にかかる経費を含む。

無償資金協力：JICA が実施監理を行う案件 1,024 億円（新規贈与契約締結ベース。但し、複数の会計年度に及ぶ案件については、該当する会計年度（2010 年度）における供与限度額を計上する形としている。）の内訳。

④ 形態別の人数実績と推移

平成 22 年度の当機構の事業の人数実績を形態別に見ると、研修員受入（新規）が 2 万 3,978 人、専門家派遣（新規）が 8,295 人、調査団派遣（新規）が 7,046 人、青年海外協力隊派遣（新規）が 1,459 人、その他ボランティア派遣（新規）が 433 人でした。

形態別の人数実績の推移(単位：人)



2. 対処すべき課題

(1) 当機構のビジョン・使命・戦略・活動指針

平成 20 年 10 月の再編後、当機構では、それまで別々の機関が実施していた技術協力、有償資金協力、無償資金協力という 3 つの援助手法を一元的に担うことになり、開発途上国の人々のニーズにより応じた質の高い国際協力を実現することが求められています。

当機構は、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」(Inclusive and Dynamic Development) というビジョンを掲げ取り組みます。そしてこのビジョンの実現に向けて、4 つの戦略によって、4 つの使命を果たしていきます。また、それらを遂行する上での活動指針を定めました。

■ビジョン：すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発

■4 つの使命

使命 1：グローバル化に伴う課題への対応

グローバル化の進展は、経済発展を促し、人々に新たな機会をもたらすというプラスの側面がある一方、富の偏在化や国境を越えた気候変動、感染症、テロ、経済危機の拡大といったマイナスの側面があります。それらは、世界の資源に依存する日本を含む国際社会の安定と繁栄を脅かし、開発途上国ではより深刻な脅威となっています。当機構は、グローバル化に伴って途上国が直面する多様な課題の解決に、日本の経験や技術も活用しながら、国際社会と連携して総合的に取り組みます。

使命 2：公正な成長と貧困削減

開発途上国の貧困層は、経済危機や紛争、災害などの影響に脆弱で、貧困が悪化するリスクにさらされています。また、貧富の格差の拡大は、社会の不安定要因になっています。人々が貧困から抜け出し、健康で文化的な生活を営めるようになることは途上国の発展のみならず、国際社会の安定にも不可欠です。貧困削減のためには、貧困層に配慮した公正な成長を通じた雇用機会の拡大や教育・保健などの公共サービスの強化が必要です。当機構は、途上国の人材育成・能力開発、政策・制度の改善、社会・経済インフラの整備を支援し、公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減を図ります。

使命 3：ガバナンスの改善

国家のガバナンスとは、その資源を効率的かつ国民の意思を反映できる形で、投入・配分・管理できるような社会のあり方を意味し、その改善は途上国の安定的な発展に重要です。しかし途上国では法・司法制度や行政機構が脆弱（ぜいじゃく）なため、限定的な住民参加や不十分な行政サービスの提供などの問題を抱えています。当機構は、国としての基本的な制度の改善と、人々のニーズに基づいて公共サービスを効果的に提供する制度の改善、それらの制度を適切に運用するための組織づくり・人材育成を支援します。

使命 4：人間の安全保障の実現

グローバル化の進展によって、国境を越えたさまざまな脅威が増大し、途上国の多くの人が内戦、災害、貧困といった人道上の脅威にさらされています。「人間の安全保障」とは、ひとり一人の人間を中心に据えて、紛争、テロ、災害、環境破壊、感染症などの「恐怖」や、貧困、社会サービス・基礎インフラの欠如といった「欠乏」の脅威から保護し、自ら対処する能力を強化することで、尊厳ある生命を全うできる社会づくりを目指す考え方です。当機構は、社会的に弱い立場にある人々をさまざまな脅威から保護するために、社会・組織の能力強化と、人々自身の脅威に対処する力の向上を支援します。

■4つの戦略

戦略1：包括的な支援

当機構は、技術協力・有償資金協力・無償資金協力という3つの援助手法を一体的に運用して、途上国の政策・制度の改善、人材育成と能力開発、インフラ整備を、有機的に組み合わせた総合的な支援を行います。また、複数の国にまたがる地域横断的な課題や、複数の分野にまたがる課題に、多様な援助手法と拡大した事業規模を生かして取り組みます。こうした包括的な支援を通じて、質と規模の両面で、より開発効果の高い国際協力を追求します。

戦略2：連続的な支援

当機構は、多様な援助手法を組み合わせ、武力紛争や災害の予防から、発生後の緊急支援、早期の復興に向けた支援、そして中長期的な開発支援まで、継ぎ目のない連続的な支援を展開します。

また、開発途上国には、貧困層が多数を占める最貧国から、成長の軌道に乗りつつも格差拡大に悩む中進国まで、発展段階の異なる国があります。当機構は各国の発展段階に合わせた適切な支援を行うとともに、将来にわたって持続的に発展していけるよう長期的な視点で連続した支援を展開します。

戦略3：開発パートナーシップの推進

当機構は開発途上国の最良のパートナーとなることを目指し、「現場」を重視して変化するニーズを的確に把握し、「成果」を重視して迅速かつ効果的に相手国の自助努力を後押しします。また、地方自治体、大学、NGO、民間企業などとの連携や、青年海外協力隊・シニア海外ボランティアなどへの参加を促進します。さらに、国際協力のプレーヤーが増加し、途上国への支援が多様化している国際社会において、長年にわたる経験を持つ世界最大規模の援助機関としての責任を果たすべく、国際機関やほかの援助機関との連携を推進し、開発協力の枠組みづくりを主導します。

戦略4：研究機能と対外発信の強化

開発途上国の開発課題をめぐる国際潮流は、グローバル化の進展や国際協力の新たなアクターの台頭などの状況の中で、大きく変化しています。当機構は「JICA 研究所」を設立し、事業の現場で得てきた知見を生かしつつ、内外の学識者との幅広い連携を図り、日本のみならず世界の国際協力に新しい知的価値を提供し、新たな開発潮流を主導すべく、研究機能と発信力を強化します。また、地域担当部や課題担当部でも援助実務を踏まえた調査・研究を積極的に展開します。

■活動指針

1) 統合効果の発揮

多様な援助手法を有機的に組み合わせることにより、「援助の迅速な実施（Speed-up）」「援助効果の拡大（Scale-up）」「援助の普及・展開（Spread-out）」という統合効果を発揮します。

2) 現場主義を通じて複雑・困難な課題に機動的に対応

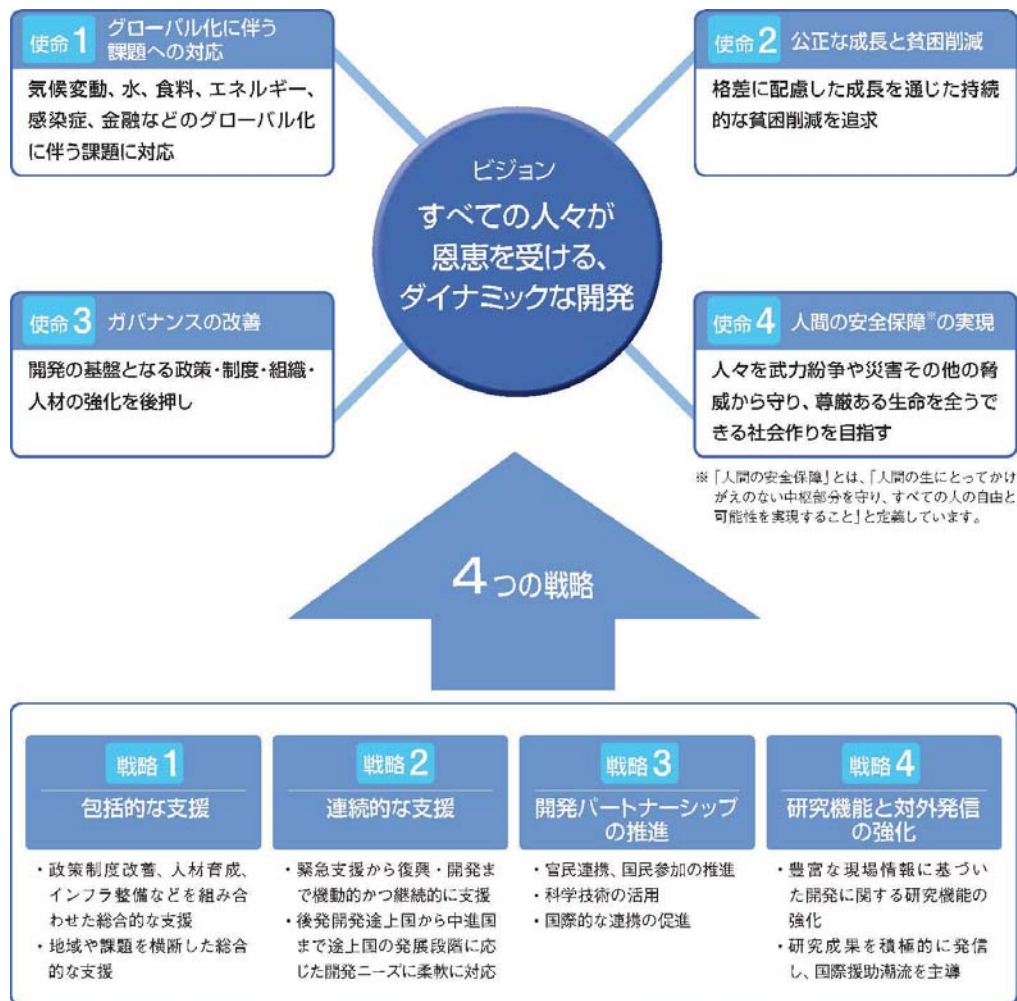
開発途上国の人々の目線でニーズを的確に把握し、現場中心の事業展開を図ることによって、複雑・困難な開発課題に機動的に対応します。

3) 専門性の涵養と発揮

国際協力の専門集団として、現場から得られた経験や知見を生かした専門性と発信力を発揮して、多様な開発課題に迅速かつ的確に対応します。

4) 効率的かつ透明性の高い業務運営

効率的で透明性の高い業務の運営と評価を通じて、不断の自己革新と合理化に取り組み、説明責任を果たします。



(2) ODA に関する政策目標・国際公約の遂行

当機構では、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の援助手法を一元的に担う総合的な政府開発援助（ODA）の実施機関として、官邸に設置されている海外経済協力会議及び外務省を中心として企画・立案される ODA を機動的かつ迅速に実施するよう努め、日本政府が掲げている ODA に関する国際公約の達成に向けて取り組んでいきます。

【参考】日本の ODA に関する主な国際公約（2008 年 4 月以降）

表明年月	国際公約	支援表明額	対象年
2008 年 5 月	【第 4 回アフリカ開発会議（TICAD IV）】 アフリカ向け ODA を 5 年で倍増させ（ネット）、円借款を 5 年間累計で 40 億ドルをコミット	40 億ドル （円借款のみ）	2008～2012
2009 年 4 月	【G20 ロンドン・サミット】 アジア諸国の金融危機対策として、ODA 最大 2 兆円（200 億ドル）の供与を約束（緊急財政支援円借款 3,000 億円（約 30 億ドル）等を含む）	最大 2 兆円規模	2009～2011
2009 年 4 月	【パキスタン支援（パキスタン支援国会合（東京））】 パキスタンの IMF プログラムの着実な実施を前提に今後 2 年間で最大 10 億ドルの支援	10 億ドル	2009～2011
2009 年 7 月	【G8 ラクイラ・サミット】 27 カ国及び国際機関で、3年間で 220億ドルの資金動員のコミットに同意。その中で我が国は、2010-2012 年の 3 年間で、インフラを含む農業関連分野において少なくとも 30 億ドルの支援を行う用意があることを表明。	少なくとも 30 億ドル	2010～2012
2009 年 11 月	【アフガニスタン支援】 早急に必要とされる約 800 億円の支援を行うと共に、これまでに約束した総額約 20 億ドル程度の支援に替えて、今後のアフガニスタンの情勢に応じて、2009 年から概ね 5 年間で、最大約 50 億ドル程度までの規模の支援（アフガニスタンの治安能力の向上、再統合・和解への支援、持続的・自立的発展のための民生支援）	最大約 50 億ドル	2009～2014
2009 年 11 月	【日本・メコン地域諸国首脳会談】 メコン地域諸国（カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス）全体に対して今後 3 年間で合計 5,000 億円以上の ODA による支援を実施 ・ハード及びソフトの両面での総合的なインフラ整備、官民の協力・連携強化 ・環境・気候変動、脆弱性克服といった分野での協力の促進 ・域内格差の是正	5,000 億円	2009～2012
2009 年 12 月	【気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）】 温室効果ガスの排出削減など気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象として、2012 年末までの約 3 年間で 1 兆 7,500 億円（概ね 150 億ドル）、そのうち公的資金は 1 兆 3,000 億円（概ね 110 億ドル）の支援を実施していくことを決定（途上国支援に関する「鳩山イニシアチブ」）	ODA 含め 1 兆 3,000 億円	2009～2012
2010 年 9 月	【ミレニアム開発目標（MDGs）国連首脳会合】 菅総理大臣より、保健分野・教育分野の MDGs の達成に貢献すべく、保健分野では特に母子保健、三大感染症、新型インフルエンザを始めとする国際的脅威への対応、これらを三つの柱として集中的に支援し、教育分野では疎外された子どもや紛争国を含む世界中の子供たちが教育を受けられるよう支援していくことを表明。	85 億ドル （保健 50 億ドル 教育 35 億ドル）	2011～2015
2010 年 10 月	【生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）】 菅総理大臣より、生物多様性について、途上国が国家戦略を策定し、実践していく取組を支援するため「いのちの共生イニシアチブ」を立ち上げ、2010 年から 3 年間で 20 億ドルの支援を行うことを表明。	20 億ドル	2010～2013

2011 年 9 月	【第 66 回国連総会】 野田総理大臣より、①南スーダンの国づくりと地域の平和定着のための支援、②「アフリカの角」への更なる人道支援、③「アラブの春」が起こっている中東・北アフリカの改革・民主化努力 を支援するための総額約 10 億ドルの円借款実施を表明。	10 億ドル	2011～
---------------	--	--------	-------

また、平成 22 年 6 月 18 日には、グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略、アジア経済戦略、科学・技術・情報通信立国戦略、雇用・人材戦略等「7 つの戦略分野の基本方針と目標とする成果」を含む「新成長戦略」が閣議決定されました。その中にはパッケージ型インフラ海外展開に関し、当機構有償資金協力業務のうち、民間企業向けの投融資業務である「海外投融資」の再開に係る言及も含まれています。

各戦略のうち、特にアジア経済戦略では、①環境分野や製品安全問題等に係る日本の規制・基準・規格を、アジア諸国等とも共同で国際標準化する、②環境技術において日本が強みを持つインフラ整備をパッケージでアジア地域に展開・浸透させ、具体的には、新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や環境共生型都市の開発支援に官民あげて取り組む、③アジアにおけるこれら分野のビジネス拡大につながる途上国産業人材の育成を官民が協力して進めていく、④インフラ・プロジェクトの契約・管理・運営ノウハウの強化に取り組むことが謳われており、これらの取組は、アジアを起点に広く世界に展開していくとされています。アジアを重要な支援対象とし、アジアを起点に広く世界で事業を実施している当機構が、新成長戦略の実現において果たすべき役割は大きいと認識しています。

また、平成 22 年 2 月より、岡田外務大臣の指示の下、外務省内に設けられたタスクフォースを中心に、政府開発援助（ODA）のあり方に関する検討が行われ、明確な理念の打ち出し、重点分野の絞り込み、日本の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を結集した開発協力、戦略的・効果的な援助、国民の理解と支持の促進、開発資金の動員、ODA 大綱の改定を論点とする最終とりまとめが「開かれた国益の増進—世界の人々とともに生き、平和と繁栄をつくる—」として平成 22 年 6 月に公表されました。有償資金協力については、「6. 戦略的・効果的な援助の実施」において、「外貨建て借款の検討」「中進国向け円借款の対象分野の拡大」「パッケージ・インフラ支援への取組」「ODA 卒業移行国向け円借款の導入」「円借款プロセスの迅速化」を図るとされています。当機構については、「10. 企画立案機能と実施体制（JICA）の強化」において「外務省（政策）と JICA（実施）の役割分担の徹底」、「事業構想力を強化」、「案件形成・実施能力向上のため機動力のある実施体制を整備」、「国民の理解と支持を得られる強靱で開かれた JICA への刷新」を図るとされています。現在、日本政府とも協力しつつ、これらの課題に対する取り組みを進めております。

(3) 独立行政法人整理合理化計画

平成 19 年 12 月 24 日に、横断的な見直し事項及び当機構を含む個別法人の組織・業務に関する見直し事項をとりまとめた「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定されました。当機構は、第 2 期中期計画の下で、横断的な見直し事項及び機構にかかる個別の見直し事項について着実に取り組みを行い、その結果について毎事業年度の業務実績において報告してきています（平成 23 年 12 月 1 日現在、以下の機構にかかる見直し事項の全てについて実施済み）。

なお、平成 21 年 12 月 25 日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」「3. 関連事項 (1)」では、「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。（中略）なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。」とされており、これを受けて、当機構は引き続き同計画で定められた事項を実行しているところ です。

【独立行政法人整理合理化計画：国際協力機構にかかる見直し事項】

国際協力機構	事務及び事業の見直し
	【海外移住に対する援助、指導等業務】 ○海外移住資料館の管理・運營業務について、我が国政府による移住者・日系人支援事業に関する調査及び知識の普及の拠点としての位置付けに留意し、そのために必要な業務遂行能力を勘案しつつ、民間競争入札を平成 21 年度から実施する。 【国民等の協力活動の促進及び助長業務】 ○国際協力人材センターの業務について、平成 20 年度に実施する企画競争入札による民間委託の状況も踏まえ、平成 21 年度から民間競争入札を実施する。
	組織の見直し
	【支部・事業所等】 ○東京国際センター八王子別館については、平成 19 年度中に処分についての結論を出す。 ○海外の 19 事務所について、平成 20 年 10 月の国際協力銀行の一部との統合に際して一本化して効率的な運営体制を実現する。 ○ボリビア国農業総合試験場・パラグアイ国農業総合試験場について、平成 22 年 3 月に相手国側に譲渡する計画に沿って着実に調整を進める。 ○広尾センター、箱根研修所の立地や保有形態の在り方について、事業の目的、資産の有効活用に向けた取組、利用状況、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。
	効率化・自律化
	【業務運営体制の整備】 ○国際協力銀行の一部との統合を機に、業務面の一体化、組織面の一体化、人事・給与制度の一本化を進めつつ、組織・業務の効率化を図る。 【自己収入の増加】 ○他機関が招へいした研修員の受入れなど、国内機関の宿泊施設の有効利用を促進し、自己収入の増加を図る。 【保有資産の見直し】 ○平成 23 年度末までに、保養所を売却する。 ○平成 23 年度末までに、職員住宅の一部を処分する。

(4) ディスクロージャー

当機構では、当機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応するよう努めています。また、国際協力の理解と参加を促進するために、当機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図っています。

(5) 環境ガイドライン

当機構においては「JICA 環境社会配慮ガイドライン」を制定・公表し、事業を通じて相手国政府に対して適切な環境社会配慮の実施を促しています。

当機構は、平成 20 年 10 月 1 日の統合に伴い、旧 JBIC 及び JICA が各々制定していたガイドラインを統合し、平成 22 年 4 月 1 日付で新たに「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（以下「新環境社会配慮ガイドライン」という。）として公布しました。また、異議申立手続要綱についても同時に制定しました。新環境社会配慮ガイドラインは平成 22 年 7 月 1 日より施行され、同日以降に要請を受領した案件に適用されています。

新環境社会配慮ガイドラインにおける主な改善点として、①有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトに共通の手続きを設定、②情報公開の拡充、③住民移転や先住民族をはじめとした環境社会配慮要件の強化、④外部の専門家（環境社会配慮助言委員会）の関与拡大、が挙げられます。これらの改善により、新 JICA の業務に対応した環境社会配慮の実施が可能となると共に、透明性と説明責任をより一層高めています。

3. 事業等のリスク

当機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。以下の各項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は平成 23 年 12 月 1 日現在において判断したものであります。当機構では、当機構の業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクが存在することを認識し、このようなリスクの把握、分析及び管理を以下に示すとおり積極的に進めていく方針です。

(1) 有償資金協力勘定に特有なリスク

① 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化等により債権の回収が不可能又は困難になり損失を被るリスクです。融資を中心とする有償資金協力では本質的なものです。有償資金協力が行っている海外経済協力のための金融はその性格上、外国政府・政府機関向けのものが大宗を占めることから、与信に伴う信用リスクとしてソブリンリスク（外国政府等与信に伴うリスク）の占める割合が大きいことが特徴となっています。

当機構では公的機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や IMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソブリンリスクを評価しています。

また、当機構の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものです。この国際収支支援の中で、債務国は IMF との間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

(i) 信用格付

当機構では、信用格付を制度化しており、原則としてすべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。信用格付は当機構のリスクプロファイルを踏まえて適時見直しを行っています。

(ii) 資産自己査定

当機構では、信用リスクを管理し、償却・引当を適時適切に実施するため、金融検査マニュアルについても参照しつつ、当機構の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう監査法人と協議しながら資産自己査定を行っています。資産自己査定にあたっては、与信担当部門による第一次査定、審査管理部門による第二次査定、及び監査部門による監査という体制をとっています。資産自己査定の結果については、当機構における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当機構の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しています。

(iii) 信用リスク計量化

当機構では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化にも取り組んでいます。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソブリンリスクを伴った融資が大宗という民間金融機関には例を見ない当機構のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当機構独自の信用リスク計量化パラメータを適用のうえ、信用リスク量の計測を行っています。

② 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利等の変動により保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクです。このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、有償資金協力においては貸付期間が最長で40年に及ぶという融資の長期性に伴う金利リスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることにより金利リスク吸収力を高めています。さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先にかかる市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価および信用状態の常時把握等により管理し、必要に応じて担保を徴求しています。

なお、有償資金協力においては外貨貸付金残高はなく、為替変動リスクは存在しません。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは当機構の信用力の低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少等により、資金繰りが困難となる資金繰りリスク及び市場混乱等により市場において適正な価格での取引が困難となり損失を被る市場流動性リスクです。

(資金繰りリスク)

当機構は預金受入を実施していないこと、資金調達は長期政府借入、債券発行が中心であり償還期日・償還額がほぼ確定していること、融資は長期貸付であり、償還期日・償還額がほぼ確定していること等から、預金受入や短期貸付の多い民間金融機関と比べ資金収支に関する不確定要素は限定的と考えられます。

(市場流動性リスク)

市場の混乱等により、当機構の資金調達が困難となる若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合、当機構の資金調達費用が増加する可能性があります。

(2) 一般勘定・有償資金協力勘定に共通するリスク

① オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当機構においてはオペレーショナルリスクは事務にかかわること、システムにかかわること、内外の不正等により発生するもの、その他のリスクとしています。

当機構では、事務にかかわるリスクの軽減のために、各プロセスにおける再鑑の徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実およびシステム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、理事長直属の内部検査担当部門として他部門から独立した監査室が、本部、国内機関、在外事務所の監査を実施しています。

また、システムにかかわるリスクについては、当機構においては、情報システムへの依存度が高まる中、外国政府等との情報交換を通じた業務の円滑な遂行の観点からも、内部における情報管理に関する役職員の意識向上、外部からのネットワークを経由した当機構の情報システムへの不正アクセスへの対応等、情報セキュリティに関するリスク管理を重視し、「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員及び関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めています。

また、内外の不正等防止のため、コンプライアンスに係るプログラムを作成・推進し、マニュアル等を作成の上、役職員および関係者のコンプライアンス意識の醸成に努めています。

上記に加え、経営層によるリスクの把握のために、半期に一度、役員等から委員が構成されるコンプライアンス委員会を実施しています。委員会では、個々のオペレーショナルリスクの状況を把握し、具体的な方策の検討や審議を行っています。

② 日本政府の政策及び法令等の変更の可能性

当機構は、日本政府の政策を実現するために設立されている独立行政法人であり、日本政府の政策が当機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。

また当機構は、独立行政法人通則法、JICA法をはじめとする法令等による規制を受けて

いますが、将来、関連法令等の改正に伴い、当機構の役割が見直される可能性があります。

平成 22 年 5 月 21 日、不要財産の国庫返納を義務付ける独立行政法人通則法の一部を改正する法律が国会で可決成立し、同年 11 月 27 日から施行されました。また、同年 12 月 7 日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」により、下表のとおり、不要財産の国庫返納を含む措置について定められています。このため、当機構の財産が、不要財産に該当すると判断された場合には、当該財産の国庫返納が求められます。なお、当機構は、平成 23 年 6 月に、不要財産売却に伴う譲渡収入 757 百万円を国庫納付しています。

平成 21 年 11 月、平成 22 年 4 月～5 月、平成 22 年 11 月の 3 回、行政刷新会議による事業仕分けが行われ、また、平成 22 年 6 月、外務省の行政事業レビューが行われ、当機構の予算・事業も対象となりました。事業仕分け及び行政事業レビューでは、当機構が行う事業自体の重要性は認められつつも、経費節減などの効率化が求められました。

平成 22 年 12 月 7 日に閣議決定された上述「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（事業仕分け及び事業レビューの議論を踏まえ、各独立行政法人が講ずべき措置をまとめたもの）において、各法人は「本基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要」とされており、当機構では日本政府とも協議しつつ、本基本方針に沿った事務・事業の見直しを行っています（当機構の取り組みについては次頁以降の表の通り）。

また、同閣議決定では、「改革の第二段として、同方針を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進めることとする」とされており、当機構も、独立行政法人という制度の変更も含めて、何らかの措置が取られる可能性があります。

また、平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震を受けて成立した第一次補正予算にて、有償資金協力勘定への一般会計出資額が 225 億円、一般勘定への運営費交付金が 24 億円削減となりましたが、有償資金協力勘定に対する出資金の削減によって、今年度の有償資金協力業務の事業規模が減額されることはなく、また、今次削減が有償資金協力勘定の財務健全性にただちに大きな悪影響を及ぼすことは想定されません。また、同年 7 月 25 日に成立した第二次補正予算では、有償資金勘定を含む ODA 予算への影響はありません。ただし、今後追加的な補正予算等で当機構の予算が影響を受ける可能性があります。

各独立行政法人が共通に実施すべきとされた事項に関する見直し状況

基本方針の記載		具体的な見直し状況	
Ⅲ 資産・運営の見直しについて			
1. 不要資産の国庫返納			
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。		○【施設整備資金】平成23年度中に、広尾センターの機能移転、大阪センターの移転等に要する経費のうち資本的支出にかかる必要金額を精査した上で、適正な国庫納付額を算定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付する。	
		○【勝浦・石打保養所、箱根研修所、東京国際センター・八王子別館】勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター・八王子別館の入札を実施し、売却処分を行った(22年度に実施済)。通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から当該財産の譲渡に要した費用の額のうち、主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付した(23年6月)。	
		○【広尾センター】24年度以降の国庫納付及び機能移転について決定済(24年9月を目処に移転予定)。詳細方針につき、関係者との調整に着手(22年度に実施済)。移転方針を策定し、設計・工事調達を行う(23年度以降)。	
		○ 個別に措置を講ずべきとされた施設等のほか、現状で不要な資産は保有していないと考えているが、今後とも、不要な資産の有無のチェックを行っていく。	
	2. 事務所等の見直し		
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○【ODA卒業国となる国の海外事務所の廃止】ODA卒業国となったサウジアラビア事務所は23年3月末に閉鎖(22年度に実施済)。現在、それ以外の対象国なし。		
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	-		
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	○ 外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画(移転・新設の場所・時期)を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について合意(22年度に実施済)。今後、同一都市に他の法人の事務所が所在している28箇所について、共用化の可能性について個々に情報共有を図り、3省間で会議を開催する等検討を進める。		
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。			
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、資金講堂等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○【麻布分室の処分】23年度中の施設処分のため、施設の売却入札及び研修機能移転に向けて準備・手続を進める。		

（平成23年9月1日現在）

○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせ、考え、現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○【国際センター】大阪・兵庫の統合について決定済。詳細方針につき、関係者との調整に着手。北海道2拠点については地元との調整に着手(22年度に実施済)。大阪・兵庫の統合に向けて設計・工事調達を進める。北海道2拠点についてはJICAとして地元との調整中。東京・横浜についてもあり方について検討を行う(23年度以降)。 ○【区分所有の保有宿舍】平成22年度売却予定物件51戸については売却手続き終了した(22年度に実施済)。通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から当該財産の譲渡に要した費用の額のうち、主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付した(23年6月)。平成23年度売却予定物件38戸については、現在東日本大震災の避難先候補として提供していたが、候補の指定から解除され、現在売却手続き中。
3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等 ○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直し」について(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となつた契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。 ○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直し」について(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となつた契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。	○ 随意契約等見直し計画の着実な実施を図る観点から、以下の取組を実施済。 1. 競争性のない随意契約に係る網羅的点検 平成21年度に競争性のない随意契約となつた約1,000件の契約について、契約監視委員会での妥当性を網羅的に点検。約1割の契約について競争性のある契約への移行が提言された。残りの9割は以下のとおり。 (1) 契約取引の対象とすることがさわしくないもの(1割) (2) 引き続き競争性のない随意契約とせざるを得ないもの(8割) 国際約東等により相手国政府機関と協働で実施することが前提となっている第三国研修等事務所の賃貸借契約及び付随する契約、上下水道料金等、安全対策アドバイザー等の特定の情報の提供を求める契約、システム運用・保守・改修等、本邦での技術研修で委託先が特定されるもの、市場の整っていない海外での契約で相手方が限られているもの。 2. 競争性の向上 (1) 事務補助、建物管理等業務に係る委託契約は、原則競争入札を導入。 (2) 技術協力に係る研修事業の委託契約に公募(参加意識確認公募)を導入(約120件)。 (3) 在外における物品購入等に、見積競争への移行を推進。(20年度比で約110件の増) (4) コンサルタント等契約(企画競争)については、競争性向上の観点から、以下の制度改善を行った。 ア 登録制度廃止 イ JICA独自の登録制度を廃止し、国の制度(全庁統一資格)を準用する制度とした。 ウ 公告期間の改善(業務実施契約) ・公示から開心表明まで7日間から9日間に延長し、プロポーザル作成期間を大型案件等では2週間から3週間に延長した。 ・プロポーザル作成の負担軽減 ・プロポーザル提出時、すべての団員の確定ができずプロポーザルが提出できないケースがあったことから、評価対象従事者数を原則最大3名としたうえで、それ以外の従事者は業務開始前までに確定すればよいこととした。 ・国内技術者の積極的な活用のため、プロポーザル評価時に国内経験者を優先し、語学証明書の必須を撤廃した。 ・プロポーザル作成時点で、業務主任者の配置期間を具体的に明示することができず、応募を断念するケースが多いため、業務主任者と副業務主任者とがグループとして業務管理する制度を導入し、プロポーザル作成時における要員配置の要件を柔軟化した。 ・業務期間が重複する複数の案件への応募は不可としていたが、役務提供契約及び業務実施契約簡易型では、業務期間が重複しても2案件まで応募が可能とした。 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 85,960,936千円(87.3%)、競争性のない随意契約 12,469,087千円(12.7%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 3,361件(72.7%)、競争性のない随意契約 1,265件(27.3%) ○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。

② 契約に係る情報の公開 ○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。 ○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等（以下「関連法人」という。）に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。 ○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。	○「密接な関係にあると考えられる法人との契約の情報公開」のための制度を整備し、平成22年11月以降の契約に適用した。具体例としては、JICAにおいて役員を経験した者が再就職している法人又はJICAにおいて部長相当職以上の職位を経験し、かつ受注者の取締役である者が存在する法人との契約にあっては、受注者の名称及び事業概要、当該在職者の氏名、受注者における役職及びJICAにおける最終役職並びに直近の会計年度における発注者と受注者との取引高をHP上に公表することとした（22年度に実施済）。 平成22年11月公示分から導入済み。済みの情報公開制度について、23年3月31日現在のJICA役職員在籍状況の確認結果に基づき、ホームページで公表済。また、平成23年7月以降は、6月に行政改革推進室から示された統一指針及び見直し基本方針別表に基づいた制度を整備し、公表を行う。
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等 ○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	○〔財団法人日本国際協力センターの内部留保〕財団法人日本国際協力センターは、研修監理業務等を受注することにより内部留保が形成されたという指摘も踏まえ、同業務等の受託事業に係る「実質弁償による事務処理の委託等」にかかる申請を取り下げ（税制上の優遇措置を返上）、同申請により課税対象外とされていた平成19年度以降の受託事業に係る法人税等として3.2億円を内部留保から国庫等に納付した（平成23年2月）。 ○各関連公益法人から、内部留保の額、内部留保が形成された経緯、内部留保の使用計画を踏まえた不要額の有無について聴取する（平成23年度）。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。	○政府での統一的な検討結果を踏まえ、共同調達等の導入可能性を検討するため、他機関へのヒアリングを行う。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が利安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○公共サービス改革基本方針（平成19年12月24日閣議決定）の列表に基づき、「海外移住資料館の管理・運営業務」及び「国際協力人材センターに係る業務」に官民競争入札を導入している（評価対象期間：平成21年度から23年度）。両案件とも平成21年度と平成22年度は、所定の評価指標を概ね達成するとともに、経費の削減を実現しており、平成23年度も同様の取り組みを継続する。
○ 「公共サービス改革基本方針」（平成22年7月6日閣議決定）に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○「公共サービス改革プログラム」（平成23年4月）において指摘されている「競争性・透明性の確保」について、平成23年度より以下の取組を進める。 ①一者応札・応募や実質的な競争性の確保について、第三者（契約監視委員会）において点検・審議を行い、制度改善に反映させる。 ②競争性のない随意契約について、これまでの契約監視委員会での点検・審議結果を整理し、ガイドラインを作成する。 ③コンサルタント等契約の企画競争について、外部審査委員制度を導入するなど透明性の一層の向上を図る。

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。 ○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。 ○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。 ○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	- ○ 勤務地限定・職務限定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施中。現行中期計画の最終年度(平成23年度)までの目標(地域・学歴動率109.8)を平成22年度に達成済だが、引き続き、職員構成の見直し、管理職割合の引き下げ等により、地域・学歴動率の対国家公務員指数の引き下げに努める。 ○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省及び法人のHPIに公表した。 ○ 法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。 ○ 監事監査、独法評価委員会において人件費総額の削減状況、対国家公務員指数の引下げにつきチェックが行われている。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。 ○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。 ○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を精算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。 ○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	○ 全体規模の縮減と業務運営効率化を図るべく広尾センター及び本部機能の一部の研究所への移転につき組織決定済。詳細検討中。 ○ 法定外福利費については、互助組織への拠出を廃止した。 ○ 給与振込経費は必要最小限に抑えている。 ○ 職員の諸手当については、国家公務員に無い手当は支給していない。 ○ 海外出張旅費は国家公務員に準拠している。 ○ 事業費等については、事業実施段階において、事業(プロジェクト)計画に基づき所要額の見積りを行っており、必要な経費を精算段階から精査し、透明化、合理化を図っている。 ○ 平成23年度中に、予定価格積算の考え方と事例集を取りまとめ、予定価格の適正性の向上を図る。 ○ 内部監査について、組織の内部統制及びコンプライアンスへの取組等を重点として監査を行っている。平成22年度においては、本部、国内機関、在外拠点、有償資金協力助定の資産を対象として内部監査を行い、重大な法令違反あるいは事務過誤、重大なリスクの見落としや内部統制上の欠陥はみられなかったと報告されている。

5. 自己収入の拡大	○ 特定の者が検査料、授業料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	○ 本法人は、検査料、授業料、配布価格、技術指導料等により自己収入を得る事業は実施していない。
	○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	○ 国際協力をを行うNGO等に対して配慮しつつ、寄附の増加に努めている。
	○ 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	○ JICA研究所の研究成果については、政策研究の成果として無償で国内外に提供することを想定しており、基本的に出版等による収益を見込んでいるものではないが、有償での出版、寄稿・講演等の機会があれば可能な範囲で実施している。
6. 事業の審査、評価	○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効果的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	○ 外務省に新たに設置される「開発協力適正会議」については、財界・経済界、学界、言論界、NGO等からの専門家から構成され（外務省及びJICAからも出席）、協力準備調査開始前の個別事業を対象に過去の教訓等が活かされているか等の助言を得る。本会議の設置を通じて、案件形成段階で第三者の関与を得ることで、事業のより一層効果的な実施と透明性の向上を図る。 ○ JICA事業において外部有識者による第三者評価等の外部評価を行っている主な事例は次のとおり。課題別研修（課題別研修の新規・更新案件にかかる検証のため、課題別研修第三者検証委員会を平成19年度から設置済）、研究（研究課題等の選定に反映させる評価システムの確立を目指し、第三者評価委員会を平成23年5月に設置済）、草の根技術協力（草の根技術協力・草の根協力パートナー型）（提案団体から提出された事業提案について外部有識者等のコメントを踏まえ採否を決定）、事業評価（一定規模以上の技術協力、有償資金協力、無償資金協力の事後評価は外部評価により実施。事業評価外部有識者委員会を平成22年7月に設置済）。
	○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	○ 平成22年9月から事業評価の情報をホームページ上で検索するためのデータベースを構築、公開しており、案件立案・形成に際して関係者が評価教訓・提言等を積極活用できるようデータベース上への情報蓄積と公開を行っている（平成22年度実施済）。また、平成22年10月に立ち上げた「ODA見える化サイト」において、事業評価を含む事業情報を公表し、説明責任の徹底を図っている。